

平成 28 年度

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する

調査研究事業

事例集

平成 29 年 3 月

総務省地域力創造グループ地域振興室

目 次

1	広島県安芸高田市	合併前の6町をベースとした組織形成	1 頁
	組織形成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・6町合併をきっかけに、32の地域振興組織と6つの連合会を整備 ・廃校跡地の活用検討から「夢」の実現へ 	
	持続的運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・対話の場の確保 ・地域住民の生活を支える店舗等の経営 	
2	大分県宇佐市	住民主体の計画立案と行政による支援・協働	10 頁
	組織形成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・市による制度的枠組みの確立 ・市との協働により、住民主体で計画立案 	
	持続的運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に着目した運営交付金の交付 ・民間企業出身者を事務局として採用 ・将来的な自立運営を目指した経済活動の実施 	
3	兵庫県豊岡市	段階的な取り組みから市全域での取り組みへ	21 頁
	組織形成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区での取り組みから市全域への組織化 ・コミュニティセンターを新しいコミュニティ組織の拠点に 	
	持続的運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・自由度の高いコミュニティづくり交付金（一括交付金）の交付 ・地域マネージャーの配置 ・地域コミュニティ組織への理解を深める活動 	
4	兵庫県朝来市	4町合併を契機とした組織形成	30 頁
	組織形成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・4町合併をきっかけに組織形成を推進 ・県の事業を活用した「まちづくり計画」の策定 	
	持続的運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治包括交付金 ・問題提起による住民の理解・意識醸成 ・担い手の確保と既存組織との役割分担が課題 	
5	兵庫県たつの市	地域の農産物、地域のくらしを守る生産者達の熱い活動	38 頁
	取り組みのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・「直売所」から「地域の買物拠点」、「元気拠点」へと発展する店舗運営 ・買い物が困難な高齢者の「楽しみ」を創り出す移動販売の実施 ・地域の幼稚園、小中学校、福祉施設向け給食等への地産品の活用 	
	持続的運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の雇用確保、責任の明確化の観点から専任職員を雇用 ・運営資金は行政の補助に頼らず、市有地の地価に見合った賃料で賃借 	
6	和歌山県田辺市	多様な協働まちづくりの展開	43 頁
	組織形成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民活動を支援 ・「話し合い」の中からアイデアを事業化し、組織を形成 	
	持続的運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に経済循環をもたらす ・地域活動に積極的な団体をつなげる 	
7	沖縄県糸満市	住民自らの手による地域資源の発見・保存・継承の取り組み	50 頁
	取り組みのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ないものねだりから米須の「あるもの探し」へ ・住民と地域との約束「米須地区環境協定」の締結 ・米須地区村丸ごと生活博物館宣言 ・世代をつなぐ地域での活動 	
	持続的運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・親世帯、子供世帯も含めた地域一体となった取り組み ・「あるもの探し」による既存の地域資源を活かした活動 ・地区担当職員による人的サポート 	

「危機感」から「夢」の実現に向けて

組織形成のポイント

1. 6町合併を契機に、32の地域振興組織と6つの連合会を整備

安芸高田市では、川根地区において昭和47年の集中豪雨による水害を契機として地域振興組織が設立され、その後、昭和50年代にかけて旧吉田町及び旧高宮町においても地域振興組織の形成が図られてきた。

平成16年の6町合併に際し、住民の意向が施策に反映されるシステムの形成と、集落単位での自治機能の低下への対応を図る観点から、合併前までに市全域に32の地域振興組織と、旧6町をベースとした連合組織が整備された。

2. 廃校跡地の活用検討から「夢」の実現へ

川根地区では、廃校となった中学校の跡地・施設利用を検討する過程で、地域の将来像を描いたイメージイラストマップ「川根夢ロマン宣言」を作成し、その夢の実現に向けた取り組みを行っている。生桑地区でも、廃校になった小学校の跡地利用を含めて地域のあり方を検討する中で、自治意識が高揚し、生桑振興会の設立へとつながった。

持続的運営のポイント

1. 対話の場の確保

住民の組織活動を推進していくために、地域の課題や将来展望、行政の施策等について話し合いをすることが重要。安芸高田市では、行政が主催する「テーマ別懇談会」、地域振興組織が主催する「自治懇談会」、女性会等の団体が主催する「団体懇談会」を設けて、地域と行政の情報共有を図っている。

2. 地域住民の生活を支える店舗等の経営

川根・生桑の両地区とも、JAのガソリンスタンドや日用品店舗の閉鎖に直面した。地域住民の生活を支えるという観点から、川根地区では、地域住民が出資して店舗等を経営し、生桑地区では、生桑振興会が設備の更新を行い経営を行っている。

地域運営組織の設立状況

32 の地域振興組織と 6 つの連合組織を市全域に整備

広島県安芸高田市は、広島県の中央北部に位置し、広島市に隣接し、北は島根県と接している。平成 16 年 3 月に、高田郡 6 町（吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町）が合併して安芸高田市となった。人口は 3 万人弱であり、人口減と高齢化が進行している。

安芸高田市では、川根地区において昭和 47 年の集中豪雨による水害をきっかけに川根振興協議会が設立されるなど、一部の地域において、早くから地域運営組織の形成が図られていた。

平成 16 年の 6 町の合併に当たり、住民の意向が施策に反映されるシステムの形成が必要になったことや、集落単位における自治機能（地域資源管理機能、相互扶助機能）の低下を区域単位で対応していく必要が生じたことから、地域運営組織の設立が検討された。合併協議会において、一部の地域で設置されていた地域振興組織を合併までに、6 町単位で設置することが確認された。

この結果、平成 16 年 3 月までに、32 の地域振興組織と旧町単位で 6 つの連合組織が整備された。

地域振興組織は、小学校単位や旧村単位で形成されており、また、それらの区割りは住民によって行われており、規模は 40 世帯程度のところから 2,300 世帯強のところまで様々なものとなっている。

連合組織は、各地域振興組織の意見を集約するとともに、地域間の活動の連携等を図っている。

《32 の地域振興組織と 6 つの連合会》

吉田町地域振興会連絡協議会 (H14) ○ 吉田地区振興会 (S53) ○ 丹比地区振興会 (S53) ○ 可愛地区振興会 (S53) ○ 郷野地区振興会 (S53)	高宮町地域振興会連絡協議会 (H14) ○ 川根振興協議会 (S47) ○ 下佐振興会 (S54) ○ 志部府親交会 (S58) ○ 上佐一心会 (S58) ○ 船木振興会 (S56) ○ 房後連絡協議会 (S57) ○ 来原地区コミュニティづくり連絡協議会 (S53) ○ 羽佐竹振興協議会 (S57)
八千代町地域振興会連絡協議会 (H16) ○ 土師・勝田地域振興会 (H15) ○ 佐々井地域振興会 (H15) ○ 下根振興会 (H15) ○ 上根・向山地域振興会 (H15)	向原町地域振興会連絡協議会 (H16) ○ 保垣地区振興会 (H15) ○ 有留自治振興会 (H16) ○ 長田上地域振興会 (H16) ○ 長田下地域振興会 (H16) ○ 向井原地域振興会 (H15) ○ 坂下地域振興会 (H16) ○ 坂中地域振興会 (H15) ○ 坂上地域振興会 (H15) ○ 戸島地域振興会 (H16)
美土里町地域運営協議会連合会 (H16) ○ 横田振興会 (H14) ○ 本郷地域づくり協議会 (H13) ○ 北振興会 (H13) ○ 生桑振興会 (H14)	
甲田町地域振興連合会 (H15) ○ 小原地域振興会 (H14) ○ 小田東地域振興会 (H15) ○ 甲立地域振興会 (H14)	

※図中の括弧内は設立年

組織運営支援から事業支援へ

地域運営組織に対する財政的支援としては、「活動支援助成」と「事業支援助成」がある。

「活動支援助成」は、組織運営に対する支援であり、1,800万円の予算を6つの連合組織に割り当てている。「事業支援助成」は、2,160万円の予算を6つの連合組織に事業単位で配分しており、一定の上限を設けつつも、活動の活発な地域に対して支援していくものとなっている。今後は、組織運営支援から事業支援へとシフトしていくことを予定している。

職員が一住民としての地域活動へ参加

安芸高田市では、行政職員が地域活動へ積極的に参加している。ただし、これは強制的に配置しているのではなく、一住民としてボランティアで参加している。主に、国の事業・農業関係の事業の事務処理などの組織運営の下支えやコーディネート、地域への情報提供機能を担っている。

このような地域活動への関わりにより、住民との信頼関係が構築されるとともに、職員個人としての課題発見能力、課題処理能力の向上にもつながり、また、地域との関わりの中から、普段の業務へも反映できる点があると考えている。

まちづくりサポーター保険制度

安芸高田市では、「まちづくりサポーター保険制度」を設けている。この制度は、市内の市民活動団体又は市民活動団体で活動している人員によるボランティア活動などの市民活動中の事故等に係る賠償責任・傷害保険料を市が負担するものである。この保険制度の利用にあたっての事前登録は不要となっている。

対話の場の確保

住民の組織活動を推進するためには、行政の積極的な情報公開と共有が重要であるとの考え方のもと、地域の課題や将来展望、行政の施策等について話し合いを継続する中で、互いに担うべき役割を明らかにすることを目的に、以下の3つの懇談会を開催している。

1つ目は、「テーマ別懇談会」であり、テーマ別に行政が主催している。

2つ目は、「自治懇談会」であり、地域振興組織を単位として、当該組織が主催している。

3つ目は、「団体懇談会」であり、女性会等の団体を単位として、当該団体が主催している。

組織形成の経緯

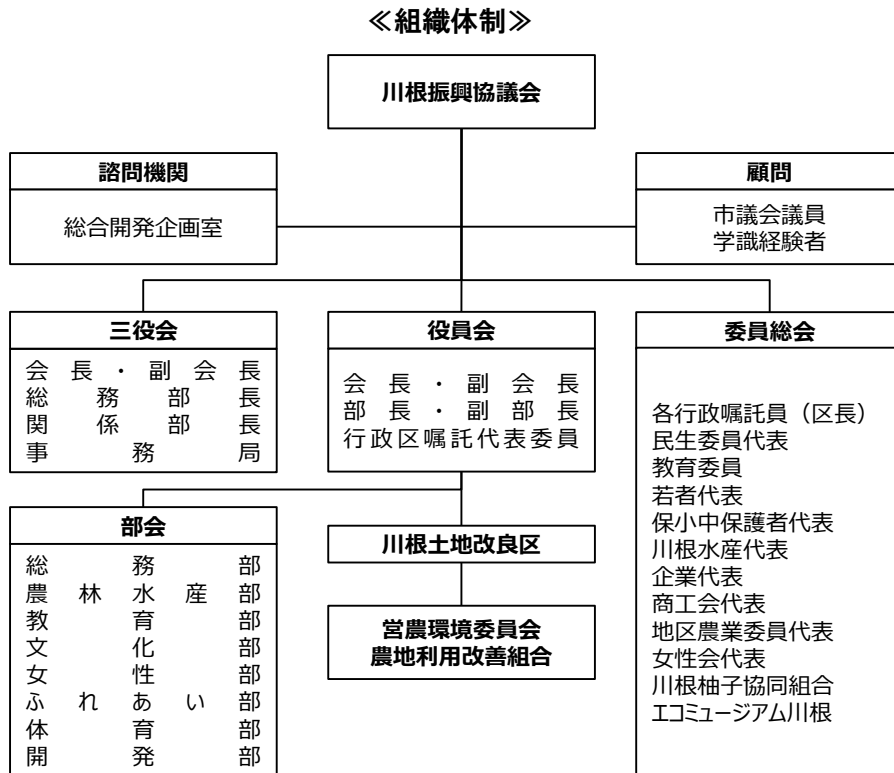
川根地域は、安芸高田市の北端に位置し、19の集落で地域を構成している。平成27年3月時点の地域内人口は484人（224世帯）、高齢化率は45.5%となっている。

昭和40年代からの高度成長期における人口流出が加速していくなか、昭和47年7月の洪水により川根地域は壊滅的な災害を受け、過疎化に拍車がかかった。

「自分らにできることは自分らの手で」という思いで、同年2月に結成された「川根振興協議会」は、被災をきっかけに災害復興や過疎化、高齢化による地域の危機感から広範な活動を開始した。

組織体制

川根振興協議会は、総務部以下、8つの部会で構成されている。役場の職員が事務局の機能を担っており、補助金等の支援に関する情報の提供も行っている。



「エコミュージアム川根」と「川根夢ロマン宣言」

平成2年に、川根振興協議会では、廃校になった中学校跡地・施設利用について、「地域をまるごと自然博物館にする」との趣旨で「エコミュージアム川根」の建設を当時の高宮町に提案した。建設された施設は川根振興協議会が運営しており、行政への提案型住民自治のシンボルとなっている。

平成3年には、地域住民が「心の過疎」を打ち破ろうと、地域の文化、歴史、資源を探し、川根地域の将来像を描いたイメージイラストマップ「川根夢ロマン宣言」を作成した。このマップは、平成3年に、広島広告協会が贈賞する「広島広告企画制作賞」のチラシ部門で金賞を受賞し、地域住民に誇りと自信を与えている。また、このマップを各家庭に配布するとともに、都会に転出している出身者にも送付した結果、都会と地域との交流が生まれるようになった。

《エコミュージアム川根》



多様な地域活動の展開

川根振興協議会では、多様な経済活動、交流活動、福祉活動を展開している。

経済活動としては、交流拠点施設である「エコミュージアム川根」の運営を行っている。

交流活動では、群舞するホタルの生育環境を守るとともに「人の流れ」から「小さな経済」へと繋ぐため、「ほたるまつり in 川根」を開催している。

福祉活動では、安心して住める地域づくりのため、一人一日一円募金が行われている。この募金を財源に一人暮らしの高齢者の訪問活動を行っている。

「万屋」「油屋」と「もやい便」

川根振興協議会では、上記以外にも地域住民の生活を支えるための取り組みを行って

る。

JAの撤退で店舗が廃止されたことを受け、住民出資により、「万屋」(ふれあいマーケット)と「油屋」を運営している。

また、平成21年からは、地域住民の生活実態に合わせた交通便「かわねもやい便」の運行をスタートさせた。市から運行及び予約受付業務の委託を受け、通学・通院を始め、市中心部への運行を行っている。毎月1日、10日、20日には、500円でエコミュージアム川根で食事もできるサービスも行っている。

若者移住と担い手の確保

地域の担い手の確保のために、当時の町長に、若者定住のための住宅整備を提案した。これが受け入れられ、平成21年末までに累計23棟の住宅が完成し、約70人が生活するようになった。住宅入居者の募集に際しては、川根振興協議会に入会し地域活動を行うこと、中学生以下の子供がいること等を条件とした。

組織形成の経緯

生桑地域は、豪雪地帯に属し、第一次産業の衰退に伴う住民の流出や高齢化に伴い過疎化が進行しており、地域内人口は、昭和 30 年の約 2,000 人をピークに減少を続け、現在は 500 人程度となっている。

旧生桑小学校は、町内の 4 小学校の統合に伴って平成 15 年 3 月に閉校することになり、平成 16 年 3 月には、6 町が合併して「安芸高田市」が誕生することになった。

小学校の統合や市町村合併は、高齢化、過疎化の進む中山間地域にとっては大きな痛手であり、住民の意識も沈滞し、地域崩壊につながりかねない状況となった。

この危機感のもと、小学校の跡地利用や合併後の地域のあり方を検討する中で、自分たちの地域を守る「自治意識」が高揚し、平成 14 年 9 月に、地域の課題を地域住民と行政が協働して解決していくことを目的に、「生桑振興会」が設立された。

ガソリンスタンドと日用品店舗の経営

生桑振興会では、設立以来、地域住民が相互に助け合う「地域福祉活動」、情報を共有し地域のつながりを高める「広報活動」、安全安心な地域づくりに向けた「防犯・防災活動」、連帯感の向上とコミュニティ活動の活性化に向けた「地域交流イベント」などの取り組みを行っている。

「地域福祉活動」では、廃校となった旧生桑小学校の一部を改修し、介護事業者によるデイサービスや地域内ボランティアによるサロン活動を定期的実施している。

「地域交流イベント」では、地域内の 6 つの神楽団による伝統芸能「神楽」の上演などを行い、文化の伝承にも寄与している。

また、平成 23 年度からは、廃止の危機にあったガソリンスタンドと日用品店舗の存続に向けた取り組みを行っている。生桑地域には、JA が直営するガソリンスタンドと日用品店舗があったが、平成 12 年に撤退したため、JA の OB が出資して設立した「有限会社 生桑ふれあい店」が JA から委託を受けて経営を行ってきた。

しかしながら、地下のガソリンタンクの老朽化により更新が必要となった際に、費用負担が課題となり、平成 24 年 2 月末に閉鎖されることになった。ガソリンスタンドと店舗の閉鎖は、特に高齢者の生活に支障を来すことになることから、生桑振興会では、地域全体の課題として、「存続」、「閉鎖受入」に向けての議論を行い、その結果、平成 23 年 6 月に、振興会がガソリンスタンドと店舗の施設を整備することを決定し、平成 24 年 1 月にガソリンスタンドと店舗の複合施設である「ふれあい市」を開店するとともに、燃料（灯油・軽油）の配達も開始した。

《ガソリンスタンド》



《日用品店舗》



《燃料の配達》



合併を契機にした早期の組織立ち上げと 民間企業出身者の能力を活かした事務局運営

組織形成のポイント

1. 市による制度的枠組みの確立

平成 17 年の市町合併を契機に、地域コミュニティ推進の必要性から、市は、「協働のまちづくりビジョン」及び「地域コミュニティビジョン」を作成し、これに基づき、「協働まちづくり行動計画」を策定し、また、「宇佐市自治基本条例」の制定により、制度的枠組みを確立し、市の施策としての位置づけを明確にした。

2. 市との協働により、住民主体で計画立案

市による制度的枠組みのもと、住民主体（手挙げ方式）で、地域コミュニティ組織を段階的に整備。各地区では、地域コミュニティ懇談会、設立準備委員会を開催し、小学生を含めたアンケート調査に基づいて地区のまちづくり計画を策定。市は、まちづくり計画を策定した組織を地域コミュニティ組織として認定し、市と組織との間で「協働協定」を締結している。

持続的運営のポイント

1. 活動に着目した運営交付金の交付

市が交付する「地域コミュニティ組織運営交付金」は、事務局経費のほか、まちづくり計画に定めた実践活動を行うための経費を支援している。この交付金は、設立後 10 年を経過した時点で減額することとしており、その間に、各組織は、自主財源を確保する必要がある。

2. 民間企業出身者を事務局として採用

事務局には集落支援員を充てているが、事務処理能力や経済的感覚の優れた民間企業出身者がその任に就くことにより、成果をあげている。

3. 将来的な自立運営を目指した経済活動の実施

将来的な自立運営を目指し、様々な経済活動を行っている。道路等の維持管理業務や指定管理業務の受託のほか、深見地区まちづくり協議会では、地域住民の興味のある取り組みに支援を行いつつ、将来的な事業化を目指している。認可地縁団体である津房地区まちづくり協議会は、共有林を財産として所有し、事業収益の一部をまちづく計画事業の財源として活用している。

地域運営組織の状況

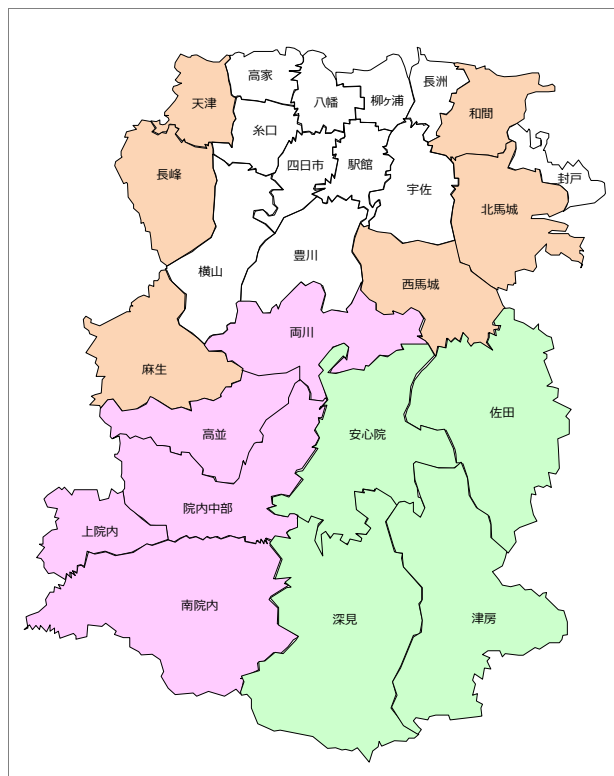
市町合併を契機に2町を中心に段階的に組織化

大分県宇佐市は大分県北部に位置し、北は周防灘に面しており、平成17年に1市2町(旧宇佐市、院内町、安心院町)が合併した、人口約5万6,000人(平成27年国勢調査)のまちであるが、昭和25年の10万人弱から大きく減少している。

平成17年の市町合併により、「周辺部」となった旧2町の住民の声が生かされない、きめ細かなサービスが受けられないとの視点から、市からの働きかけにより、「地域コミュニティ」の推進に取り組んできた。

現在では、旧2町の全域及び旧宇佐市の周辺部に、概ね旧小学校区単位で、15の地域運営組織が形成されている。

《地域運営組織の設立状況》



※色のついているエリアが地域運営組織が設立されている(オレンジ：旧宇佐市、ピンク：旧院内町、黄緑：旧安心院町)

市による制度的枠組みの整備(ビジョン、行動計画、自治基本条例)

地域コミュニティの推進に当たり、市では、施策上の位置づけを明確にするため、平成

20年7月に協働の基本的な方針やあり方を定めた「協働のまちづくりビジョン」を策定、平成21年8月に地域と行政の協働による住民自治を進めていくための指針として「地域コミュニティビジョン」を策定し、この2つの指針に基づき、地域コミュニティの形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するために「協働のまちづくり行動計画」を平成23年3月に策定した。

そして、平成26年12月には、市民・議会・行政の三者が協働して、市民が幸せに暮らせるまちをつくることを目的に、「宇佐市自治基本条例」を制定した。

手挙げ方式による組織形成～「まちづくり計画書」と「協働協定書」

宇佐市では、上記のような制度的枠組みを整備しながら、市内の各自治会への説明等を進めていき、地域住民の手挙げ方式により、地域運営組織を段階的に整備している。

まず、各自治会への説明の後、旧小学校区単位で「地域コミュニティ懇談会」を開催し、地域コミュニティ組織の説明と組織づくりに関する協議を行い、これを経て、「地域コミュニティ組織設立準備委員会」を設立する。「地域コミュニティ組織設立準備委員会」では、①住民・各種団体・小中学生へのアンケート実施、②組織の規約、組織構成、運営体制、役員構成の検討、③地域コミュニティ組織の名称の検討、④組織の事業計画案、予算案の作成を行う。

これらの検討を経て「地域コミュニティ組織」を設立し、当該地域コミュニティ組織が「まちづくり計画」を策定する。策定に当たっては、準備委員会において実施したアンケート調査分析を活用する。

「まちづくり計画」を策定した組織を、市は、「地域コミュニティ協議会」として認定し（認定書を交付）、市と認定組織との間で「地域コミュニティ推進事業協定書」を締結する。

「協定書」では、①目的の共有、②事業目標、③協働の原則、④市と組織との役割分担、等について定めている。

市のコミュニティ推進支援

宇佐市では、地域コミュニティ推進に当たり、組織の形成と運営に関する支援を行っている。

まず、組織の形成においては、「地域コミュニティ推進業務委託」として、活動拠点の設置、住民アンケート実施、研修会開催、まちづくり計画策定に係る経費について、各組織に約80万円を支援している。

運営に係る支援では、「地域コミュニティ組織運営交付金」を交付している。この交付金は、大きく3つの要素から構成されている。1つ目は、自立運営のための経費として、概ね週3日分の事務局人件費となっている。2つ目は、「まちづくり計画」に定められた実践

活動を行うための経費（50万円～90万円）となっている。3つ目は、「ふるさと応援寄付金」である。これは、宇佐市出身者を主な対象とした「ふるさと納税」で、その寄付金を、寄付者（納税者）の指定する地域のコミュニティ組織が実践する活動の経費に用いている。

宇佐市では、上記の財政支援のほか、人的支援等の支援も行っている。事務局には集落支援員をその任に充てるとともに、現在5名を採用している「地域おこし協力隊」は、全員を地域コミュニティ組織の支援に充てている。このほか、地域コミュニティ施策を所管する観光まちづくり課コミュニティ係と各支所の地域振興課が組織運営をサポートしている。

また、連絡協議会を通じての情報提供・交換、地域コミュニティ推進についての有益情報の通知、各組織の会報誌の他組織への送付などの情報関連の支援、活動拠点となる公共施設の無償貸与などの支援も行っている。

持続的な運営に向けて

宇佐市では、以上のように行政主導・住民主体での地域運営組織の形成・運営がなされているが、地域運営組織によって取り組み状況に差が生じており、その大きな要素として以下の3点を挙げている。

第1は、地域の将来に対する危機感の違いである。1市2町が合併した市であり、面積が広く、地域によって実情が異なっており、不便さ、過疎・高齢化、児童数の減少等が顕著な山間部では地域の将来に対する危機感が強く、地域運営組織の活動に比較的積極的に取り組んでいる。

第2は、地域の歴史の違いである。従前からの校区単位での住民間のつながりや、公民館活動の差が影響している。

第3は、各組織の役員個人の住民自治に対する意識の違いである。

また、持続的な運営に向けては、財源や人材の確保が課題となっている。現在は、市からの運営交付金が主な財源となっているが、組織設立から10年後に予定している交付金の減額を意識した財源の確保が必要になっている。

その他、人材についても、現在は集落支援員が事務局機能を担い、地域おこし協力隊がサポート機能を担っているが、これらの制度がなくなった場合の対応も想定しておく必要がある。

組織形成の経緯

深見地区まちづくり協議会は、小学校区単位で形成された地域コミュニティ組織で、平成 21 年 11 月に設立準備委員会を設立し、同月末には地域コミュニティ組織が設立され、まちづくり計画を策定し、平成 22 年 4 月下旬に市と協定を締結しており、早期の組織形成が図られている。

活動拠点は、旧深見中学校の校舎を活用した「地域交流ステーション」である。

当初は、ボランティア活動を強いられたという意識や、これ以上地域の仕事を増やしてもらいたくないという意見が多く見られていたものの、一方で、各地域で活動する多くの団体（消防、PTA 等）は、個々の団体での活動に限界があることが課題となっていたことから、地域コミュニティ組織の形成により、団体間での協力が得られるメリットを確認できたことにより、組織形成の機運が高まった。

まちづくり計画の作成に当たっては、アンケート調査を基にした。アンケートには小学生からも回答をもらい、地域に対する課題や要望を挙げてもらった。基本方針と活動内容を定め、それぞれ、役割分担（住民・行政）、事業実施時期（短期・中期・長期）を設定している。

《アンケートを基にしたまちづくり計画》

【IV】きれいな住みよい環境を守り、豊かな自然と調和したまちづくりをめざします。						
基本方針	活動内容（取り組み）	役割分担		事業実施時期		
		住民	行政	短期	中期	長期
ごみのない、きれいな地域づくり	地域ぐるみで月に一度はごみ拾いの日をつくる。小中学校との連携によるクリーン作成。	○	○	○		
	仙の岩などの名所・旧跡、観光地の美化活動を地区住民全体で行いPR する。	○		○		
	環境問題、エコ活動に関する学習会を開く。ごみの分別、合成石けんの不使用などのエコ活動の推進。	○	○	○		
	不法投棄の調査、対策。不法投棄禁止看板や美化運動の看板をつくる。	○	○	○		
心が和む空間づくり	公共の場所、道路沿線の美化活動、花植え。遊休農地や休耕田を利用した花いっぱい運動。	○		○		
	花作り、野菜作りの講習会を開く。	○		○		
	自然環境保護。貴重な水源の山をみんなで守る	○			○	
	自然を利用した里山づくり。里山の整備を促進する。					
	人が住めない廃家を行政と協議し対策を講じる。	○	○		○	

《活動拠点となる地域交流ステーション(旧深見中学校)》

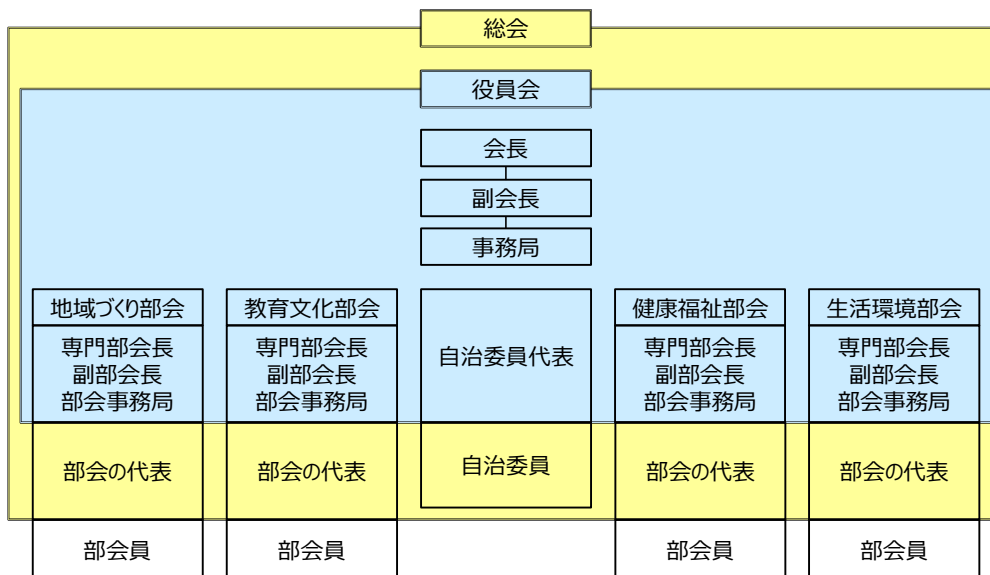


組織体制～既存団体をベースとした組織変更を予定

組織体制は、「地域づくり部会」、「教育文化部会」、「健康福祉部会」及び「生活環境部会」の4部会が立ち上げられている。各部会には30名程度が登録されている。

4部会による組織体制については、既存の団体と直接的な関係が見えづらく、部会への参加者が少ないため、既存の団体をベースとしたものに変更していく。そのためには、これを取りまとめる事務局機能の強化が必要になる。

《現行の組織体制》



地域住民の興味があることを事業化に結び付ける

地域運営組織を持続的に運営していくためには、設立後10年を目途に交付金が減額されることへの対応として、自己資金の確保を図っていく必要がある。現在は、以下の取り組

みを行っている。

第1は、「草刈業務」である。従来は市が業者に発注していたものを協議会で受けることにしたものの。委託料の3割を協議会の活動資金に充て、残りの7割を草刈参加者の日当に充てている。自宅付近の広域農道を、日当を得て自ら草刈をするということで、住民は協力的になっている。

第2は、「施設管理・域学連携事業」である。市町合併の前に3つの中学校が統合され、その廃校舎を協議会の活動拠点としつつ、指定管理業務を受託している。この施設の中には、大分大学のサテライトラボがあり、宿泊可能にもなっている。

第3は、「地域振興事業」として、この施設を活用した料理教室を始めとする各種講習会等を開催している。当初は外部から講師を招き、受講料も無料としていたが、現在は、地域内の有償ボランティアによる講習会を開催し、受講料も500円とすることで、自己資金の確保と地域の経済循環が図られている。

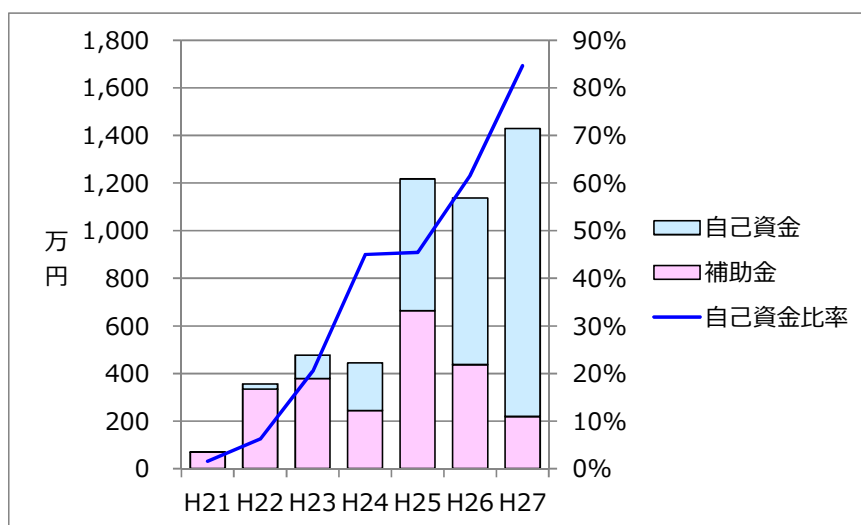
竹細工教室は、徐々に受講者が減り、受講料のみでは講師への謝礼が払えなくなったため、協議会で一部補助を行っている。受講者の技術は上がってきており、将来的には特産品化も期待できるまでになっている。

料理についても事業化を検討しており、サテライトラボに宿泊する大分大学の学生に料理を提供し、これをテストマーケティングの場としている。将来的には独居高齢者向けの配食サービスへとつなげていくことを考えている。

このように自己資金を確保しつつ、地域住民の興味があることを事業化に結び付ける取り組みを行っている。

なお、協議会設立当初の収入は補助金が大半であったが、平成27年度の自己資金比率は84.7%にまで高まっている。

《協議会の自己資金比率の推移》



継続性、効果性を視野に入れた担い手の確保

部会をベースとした現行組織体制では、活動するための情報、資金、資材及び人材が不足する中で、部会トップによる意思決定を仰ぐ必要があったが、既存の構成団体をベースとすることにより、リーダーシップの確保が可能になると考えている。

事務局については、当初は1名体制であったが、事務局機能の充実の必要性から現在は2名体制となっている。今後は、土日の施設への当直や草刈り等への対応も必要となる。事務局は、民間企業出身の集落支援員が週3日分の給料を得て実施している。この他、土日に地域のイベントがある際にはイベントにも参加している。

有償で研修受入等を実施しその一部を賃金に充てることを計画したが、現在では地域で開発した特産品を研修者へのお土産用として買い上げ、地域のPRや地域住民（開発者）の意識向上を行っている。

《事務局の清永氏(右)と若手スタッフ》



「失敗」を「失敗」で終わらせない

過去に菓子製造事業で、博多の百貨店に出展したことがあり、そのときは、収支的には赤字になった。このことを単に「失敗」とは思っていない。菓子製造についてのノウハウや人脈が構築されたという成果もあり、これらのノウハウや人脈を、次の事業展開に活かすことができると考えている。

組織形成の経緯

津房地区のある安心院地域では、住民の生活の不便さ等もあり、過疎化・高齢化が進展していた。平成 17 年の 1 市 2 町合併により、旧役場のスタッフが減少することになり、地域の課題解決に向けたニーズは地域にとって切実なものとなっていた。そのような中での地域コミュニティ組織の形成は、地域のニーズとマッチしていたため、地域として受け入れやすい状況であった。

また、18 の自治区から構成される小学校区は以前より共同で体育祭を開催するなど、まとまりが強い地域であったことも、地域運営組織の形成にとってはプラスの要素となっている。

津房地区まちづくり協議会は、平成 22 年に第 1 回の役員会を開催し、その後、アンケートの実施や、複数にわたるまちづくり計画の策定検討を経て、平成 23 年 3 月下旬に計画が策定されている。

《津房地区まちづくり計画の構成》

- | |
|----------------------|
| 序 章：まえがき |
| 第 1 章：津房地区の現状 |
| 第 2 章：地域の課題、問題点及び展望 |
| 第 3 章：私たちのめざす将来像 |
| 第 4 章：まちづくりのテーマと基本方針 |
| 第 5 章：活動計画（取り組みの内容） |
| 第 6 章：まちづくり計画の実現に向けて |

組織体制

津房地区まちづくり協議会は、認可地縁団体となっており、財産を取得することができる。組織体制は、5 つの部会制をとっており、部会員は各 20 名程度で、参加率は 6 割程度となっている。活動の拠点は津房地区公民館内にある。

《部会構成》

- | |
|------------|
| ① ふるさと振興部会 |
| ② ふれあい教育部会 |
| ③ あんしん生活部会 |
| ④ 女性部会 |
| ⑤ 自主防災部会 |

子どもや高齢者対策に重点をおいた取り組み

津房地区まちづくり協議会では、子どもや高齢者対策（日常生活のサポートや見守り）に重点を置き、事業を実施している。主要なものとしては以下のものがある。

1つ目として、全校児童20数名となり、単独での体育祭や文化祭の開催が困難になった小学校行事の地区民との共催化や校地の整備などを通じた教育環境の向上事業を行っている。

2つ目として、高齢者に気軽に集ってもらい、心身のリフレッシュを促進する「ふれあいサロン」を定期的で開催している。

3つ目として、交通安全施設の点検・維持活動や交通安全啓蒙活動を主導している。

4つ目は、有志による木工の「あんき工房」の運営である。地元産のひのき材を活用した「七つ道具入れ」を製作して高齢者に順次配布中で、すでに180人に配布した。

《七つ道具入れ》



経済活動で得た収益を「まちづくり計画活動」へ

地域運営組織の活動は、100%のボランティアでは長続きしないため、自主財源の確保が重要との認識に立ち、様々な経済活動を行っている。具体的には以下の6つがある。

第1は、「林道、各所の維持管理」である。事業として受託して、その収支差額をまちづくり計画の活動に充てている。

第2は、「リサイクル資源回収事業」である。従来は小学校で活動していたものを協議会の活動として組み入れている。リサイクル資源の回収により得た収益は、半分を小学校に分配し、残りをまちづくり計画事業に充てている。

第3は、「コミュニティ・ツーリズム事業」である。安心院地域では、以前よりグリーンツーリズム等が盛んな地域であり、安心院町グリーンツーリズム研究会が設立されている。同研究会は、修学旅行を中心としているが、協議会のコミュニティ・ツーリズムは、熟年層を対象としたものとなっている。この事業の収支差額もまちづくり計画事業に充てられ

ている。

第4は、「高齢者サポート制度」である。これは県の助成金を活用した事業で、買い物代行、便利屋、軒先野菜の集荷・卸売代行などを行っている。

第5は、「津房温泉運営管理事業」である。市より指定管理業務として受託している。年間約 56,000 人の入場者がある。

第6は、「毛無尾共有林管理事業」である。旧津房村に寄付された山林（約 60 町歩）を認可地縁団体である協議会に移管した。山林内の間伐事業により収入を得ている。

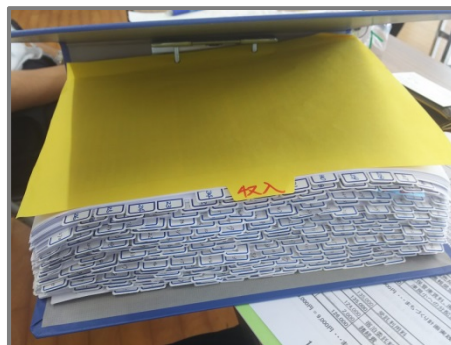
民間企業出身の集落支援員による事務局運営

地域運営組織の運営には、膨大な書類作成の業務が発生する。これらの業務は、地域住民にとっては不慣れなものであるが、民間企業で勤務していた岡氏が、集落支援員としてその任に就いている。

岡氏は、津房地区出身ではあるものの、長らくサラリーマンとして地域を離れていた。その間、岡氏の父親は永らく独居で地域に大変世話になったことがあり、地域に恩返しができればと思い、事務局業務を担っている。

各種書類の作成等の業務は、岡氏が週3日の勤務で行っている。月に1～2回程度、地域おこし協力隊員が支払調書の作成等を支援している。

《事務局の岡氏と作成している書類》



今後に向けて

小学校校舎が移転になり、その跡地活用について委員会を設置して検討し、地域の児童数維持を目指し、ファミリー層の移住のための住宅建設を市に要望した。その結果、ファミリー層向け住宅が小学校跡地に建設されることになった。

事務局の岡氏は、「地域運営組織としての活動を積み重ねていけば、市との連携を深めていくことができるようになる」と述べている。

コミュニティ崩壊の危機の脱却から 新しい地域コミュニティの推進へ

組織形成のポイント

1. モデル地区での取り組みから市全域への組織化

平成 25 年度に「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方検討委員会」を設置し、取組を開始。平成 26 年度より、10 のモデル地区にて組織化の取り組みを始めるとともに、「新しい地域コミュニティのあり方方針」を策定。平成 28 年度までの3年間で市全域に地域コミュニティ組織を整備。

2. コミュニティセンターを新しいコミュニティ組織の拠点に

市内の全域に整備されていた 29 の地区公民館の範囲で地域コミュニティ組織を形成する。平成 26 年度に地区公民館を市長部局に移管して、平成 29 年 4 月には地区公民館を廃止し、コミュニティセンターへ移行する。コミュニティセンターを活動拠点として、新しい地域コミュニティを推進する。

持続的運営のポイント

1. 自由度の高いコミュニティづくり交付金(一括交付金)の交付

新規の事業を立ち上げるための交付金を整備。各地域運営組織に一律に配分するのではなく、事業提案方式を採用し、必要とされている地域運営組織に重点配分する仕組みを設けている。

2. 地域マネージャーの配置

コミュニティセンターへの移行に伴い、地域マネージャーを配置。地域マネージャーの能力向上を目指し、養成講座を開講。

3. 地域コミュニティ組織への理解が必要

公民館活動が活発な地域においては、公民館から地域コミュニティ組織へ移行することについての理解を深めていくことが重要になっている。

地域コミュニティへの理解のある若者を巻き込んでいるが、平日や昼間の活動が難しいところが課題となっている。

地域運営組織の状況

公民館とコミュニティのあり方からの検討

兵庫県豊岡市は、兵庫県北部に位置しており、平成 17 年に 1 市 5 町（旧豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が合併し、700km² 弱の面積を有し、人口は約 82,000 人のまちである。近年は人口減少と高齢化が進み、それぞれの行政区のみでは伝統行事や共同作業が行えないところがあるなど、地域の力が弱まりつつある。

豊岡市では、一部の地区より、地域課題の解決に向けた組織づくりと、その活動拠点として地区公民館の使用の要望が出されたことを契機に、平成 24 年度に「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方庁内検討委員会」を設置し、公民館とコミュニティのあり方を中心とした内部検討を始めた。

この庁内検討委員会の検討結果を受けて、平成 25 年度に市民や学識経験者で構成する「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方検討委員会」を組織し、同委員会において、次の 5 項目の基本的事項を決定した。

《5項目の基本的事項》

- ① 住民と行政による協働の地域づくりを展開すること
- ② 原則として現在の地区公民館の区域を新しい地域コミュニティの構成範囲とすること
- ③ 活動拠点として現在の地区公民館を廃止し、コミュニティセンターに移行すること
- ④ 新しいコミュニティ組織は市内全域 29 地区で立ち上げること
- ⑤ それぞれのコミュニティで地域づくり計画を策定すること

また、平成 26 年度には、今後の取り組み方針を示す「新しい地域コミュニティのあり方方針」を策定した。

モデル地区から開始し、全地区で組織化

平成 26 年度より、10 地区をモデル地区として、新しい地域コミュニティ組織の形成に向けた取り組みを開始した。平成 27 年度以降も、順次モデル地区が立ち上がり、平成 29 年度より、全 29 地区で新しい地域コミュニティがスタートすることとなっている。

コミュニティセンターを新しい地域コミュニティ組織の拠点に

豊岡市では、地区公民館が未設置の地域もあったが、平成 17 年の市町合併を契機に、未設置地域にも設置された。

地区公民館の所管は、平成 26 年度より、教育委員会から市長部局（地域コミュニティ振興部コミュニティ政策課）へ移され、同課内に中央公民館長と公民館係を配置し、新しい

地域コミュニティを推進してきた。

平成 29 年度からは、公民館をコミュニティセンターに移行する。これに伴い、地区公民館長は無くなり、公民館主事に代わって地域マネージャーを配置する。

地域コミュニティ組織は、コミュニティセンターを活動拠点に、地域福祉、地域防災、地域振興等の地域づくり活動を行うとともに、公民館が担ってきた「人づくり」活動も併せて行っていく。

モデル地区 3 年間の市の支援

平成 26 年度からモデル地区における地域コミュニティの形成に向けた取り組みが行われ、市は、3年間のモデル期間に地域コミュニティ組織の形成のために次の支援を行った。

第1は、「コミュニティ活性化交付金（創生事業交付金）の交付」であり、年間 50 万円を限度に、3 年間交付した。

第2は、「地域コミュニティ支援員の派遣」であり、各コミュニティの事務支援等のため、地域コミュニティ支援員を市の嘱託職員として雇用し、3 年間各地区に派遣した。

第3は、「アドバイザーの派遣」であり、各地区の必要に応じて、市から専門家をアドバイザーとして派遣した。

第4は、市職員による地区会議への同席や、パソコン設定などの技術的支援等を実施した。

平成 29 年度からの市の支援

市全域での新しい地域コミュニティによる活動が開始される平成 29 年度から、市は次の支援を行っていくこととしている。

第1は、「コミュニティづくり交付金の交付」である。1 地区当たり 204 万円～588 万円を交付し、地域コミュニティ組織の雇用職員の人件費、組織運営・活動費に充てる。

第2は、「コミュニティ活性化交付金（活動促進事業交付金）の交付」である。具体的事業を立ち上げるため、事業提案方式により交付するもので、限度額は 50 万円としているが、内容により、特に必要であると認める場合は、限度額を超えて交付できる。

第3は、「地域マネージャーの配置」である。地域コミュニティ組織の事務局的作用を担う人材として、市が嘱託職員として雇用し、地区に派遣する。

第4は、「人材育成体制の確保」である。地域マネージャーは、現在の公民館主事を主な候補とし、地域マネージャーとしての研修、労務管理研修等を実施する。

組織形成の経緯

弘道地区では、平成 26 年 2 月に区長会の役員 6 名をメンバーとして設立検討会を立ち上げた。弘道地区は、公民館活動が活発な地域であったため、当初は新しいコミュニティ組織の意義や必要性が理解されにくい状況であった。

設立検討会はアドバイザーの助言を受けながら 22 回開催され、役員体制や規約等を定めていく中で徐々に地域住民の理解が深まり、ワークショップによる地域づくり計画策定後、平成 27 年 11 月に「弘道コミュニティ協議会」が設立されるに至った。

ワークショップによる地域づくり計画の策定

平成 26 年 11 月から平成 27 年 4 月にかけて、月 1 回の割合で、計 6 回のワークショップを開催し、地域づくり計画の策定を行った。各ワークショップには 50 名の住民が参加した。ワークショップは、NPO 法人地域再生研究センターの井原氏をアドバイザーに迎え、助言を受けながら実施した。

《各回ワークショップの内容》

回	時期	内容
①	平成 26 年 11 月	地域づくり計画の必要性とワークショップの目的の共有
②	平成 26 年 12 月	弘道地区が目指すべき地域像、地区のあり方のイメージ確立
③	平成 27 年 1 月	持続可能な地域づくりのための事業位置づけ整理
④	平成 27 年 2 月	地域づくり活動のプログラム検討
⑤	平成 27 年 3 月	活動プログラムと優先順位の検討、実施体制の検討
⑥	平成 27 年 4 月	「弘道地区地域づくり計画」の内容確認と合意形成

組織体制

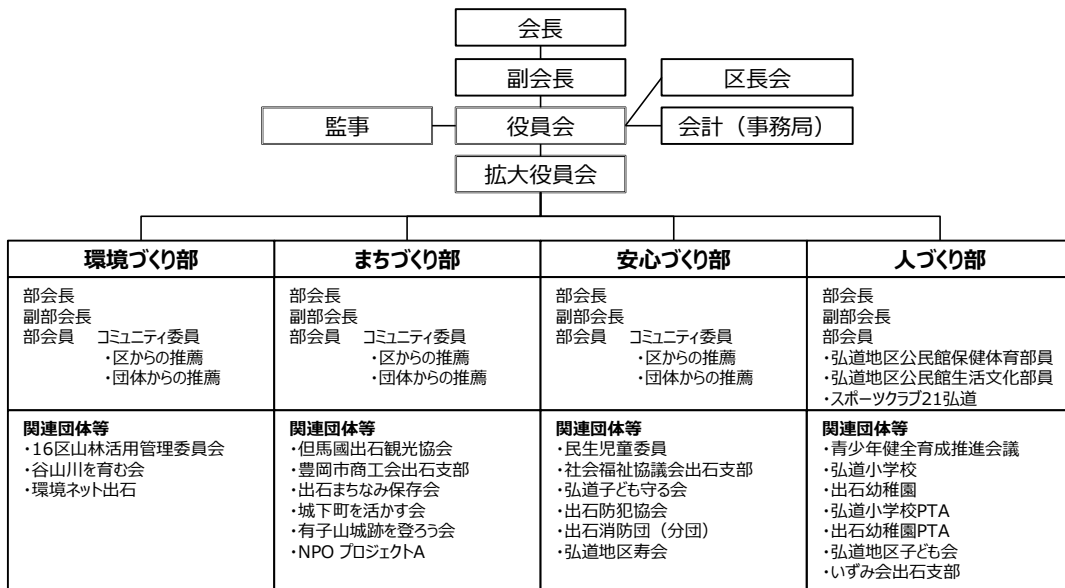
弘道コミュニティ協議会は、「環境づくり部」、「まちづくり部」、「安心づくり部」及び「人づくり部」の 4 つの部会で構成されており、各部会には、部会長、副部会長、部会員が置かれ、関連団体等との関係づけがなされている。部会員は、区や関連団体から推薦されたコミュニティ委員となっているが、「人づくり部」については、公民館の保健体育部員や生活文化部員等が就いている。

会長には、公民館長が兼任の形となっているため、地域コミュニティ組織と公民館との連携は円滑なものとなっている。副会長には、区長会長が就いており、また、コミュニティ活動についてはコミュニティ委員から随時、区長へ報告するようにしているため、区長

会との連携も図られている。

役員会は月1回程度の割合で開催され、各部会間の活動状況等が報告されている。

《組織体制》



活動方針に基づく活動

各部とも、それぞれに活動方針を出しており、それに基づいた活動に取り組んでいる。「環境づくり部」では、谷山川での清掃活動や水遊びの実施、山林の保全活用を行うほか、県立大学と連携し、水中生物の調査に取り組んでいる。「まちづくり部」では、弘道館精神にもとづく歴史・文化環境の学習会の実施、観光と地域の生活を支える生業・地域振興を担当している。「安心づくり部会」では、高齢者の集える場所づくりの提供、独居高齢者の安全確認、避難訓練、見守りネットワークの構築を行っている。また、「すまいるカフェ」事業に取り組み、警察による防犯の講和等を行っている。

《地区公民館と「すまいるカフェ」》



担い手の確保等について

弘道コミュニティ協議会では、以下のように、担い手の確保が課題となっている。

第1は、部会員であるコミュニティ委員の担い手についてである。柔軟な考えを持った人をとということで、若い人にも参画してもらっているが、昼間の活動が困難であることが課題となっている。

第2は、事務局の担い手の不足である。事務局は、コミュニティ支援員と公民館主事の2名体制となっており、コミュニティ支援員は、主に会議資料、会議記録の作成等を行っているが、2名体制では負担が大きくなっている状況である。

また、部会における様々な意見をもとに活動計画を立てているが、担い手の不足から活動が追い付いていない部分がある。そのため、弘道コミュニティ協議会は、大きな事業は年1、2回、小さな事業を月1回程度実施することで着実に実績を積み上げて、定着させながら、次の一手を考えていきたいとしている。

一方で、コミュニティ組織を設立したことにより、各関連団体が取り組みを全てコミュニティ組織で担っていくという感覚を持った点は、コミュニティ組織にとっては負担増大の要素となる可能性があった。これに対し、「コミュニティ組織は、各関連団体の事業支援をする」という立場を説明したことで、現在では、各団体がそれぞれ活動を行い、特定の事業については一体的に取り組むようになるなどの改善が図られている。

空き家の活用のため、NPO 法人を設立

役員会等では、空き家の活用について議論となることが多いが、空き家は相当のボリュームがあるため、コミュニティで抱え込まずに、NPO 法人を立ち上げて対応することになっている。現在は、全区長に調査を依頼している。NPO 法人は立ち上げてから2年目であり、メンバーには宅建業者、銀行関係者、司法書士や建築関係者等が揃っている。

組織形成の経緯

西気地区では、平成 25 年 3 月末に小学校が閉校となり、翌年には保育園も閉園となった。また、人口の減少に伴い、町内会費も高騰し、この先の自治がどうなってしまうのか不安な状況であった。

そのような中、平成 25 年度に兵庫県の「ふるさと自立計画推進モデル事業」に取り組み、兵庫県の派遣アドバイザーの指導の下、「西気がっせえ化計画」を策定した。

「西気がっせえ化計画」

「西気がっせえ化計画」は、各区の長所・短所を出しあい、「まちむら探検」で出たアイデアをワークショップの中でまとめたものとなっている。「人と人とをつなぐ」、「暮らしを支える」及び「自然の恵みを活かす」の3つを柱とし、今すぐできること、1年後の実現を目指すもの、2年後の実現をめざすもの、いつかはやってみたい、実現したいことをまとめている。

《西気がっせえ化計画》

西気がっせえ化計画

にしき
豊岡市西気地区活性化計画

平成 26 年 3 月

あたたかい家族やご近所さん、美味しいお米や山菜、空の青さや雪の景色。だけでなく、お悩みだってたくさんあるけれど、「がっせえ(すげい)西気地区の未来に向けてこんな計画をみんなであとめました。」

帰るといつもほっとできるいつまでもそんな場所に

豊岡市西気地区活性化計画

西気で暮らす幸せをもっと増やすために、私たちができることを考えました。お金があれば「できること」はたくさんありますが、まずは私たちに「できること」から一つ一つ…

目標 おかえり、たいたい。西気の風景や人になんか声をかけあえるような「帰りたい」地域を目指して

	人となつがる	暮らしを支える	自然の恵み
今すぐできること	「ふれあい居酒屋」プロジェクトを企画、スタッフ探しをしよう	「ごきげん西気暮らし」老人の集いを開催しよう 神鍋鍋/バスにもっと乗ろう	パワースポットマップを作ってPRしよう 花畑コンテストの準備も
1年後	ご当地グルメや郷土料理を研究しよう 試食会を開催しよう	お年寄りに懐かしい料理を覚えてもらおう 方言復活プロジェクトも	7地区対抗花畑コンテストを開催 写真展等も
2年後	旧西気小学校に居酒屋さんを整備しよう	独居老人の見守り事業 安心の黄色い旗プロジェクト開始	神鍋山から楽しめる山花アートを開催しよう
いつかは	第1回居酒屋イベントから定期的な開催を目指す	西気地区の特産物の加工などで地元の商品開発をしよう	花畑コンテストを地域の定番行事に育てて観光の目玉に
いつか	ふれあい居酒屋で合コンイベントなどまちの定番行事に	ふれあい居酒屋で合コンイベントなどまちの定番行事に	休耕田のさまざまな活用方法を考えて豊かな農村に
いつか	地域の人の出会いの場になつてにまわいを取り戻しよう	旧西気小学校校舎を利用して収益事業へチャレンジしよう	森林資源を活用して薪ストーブを普及させよう

他にも…こんなアイデアが！

【お祭りプロジェクト】 外資に委託してもらう/協賛企業とのコラボ企画/人口減少を受け入れる/子どもに片付けの楽しさを教える/旧西気小学校跡にお店を作る/公民館を使って結婚相談所にする/青年団を復活したい/空き家を使って田舎体験をしよう【暮らしプロジェクト】 お年寄りの暮らしを聞こう/一歩一歩歩こう/西気暮らしを観光客の体験メニューにしよう/お年寄りの一歩一歩歩こう/神鍋山を清潔で保つて「西気」を愛しよう/電気をグループを立ち上げよう/家族で生き生き「健康活動」をしよう【自然プロジェクト】 ゆるキャラを作ろう/鳥獣被害対策をしよう/農産物の品評会を開こう/田舎暮らし体験をしよう/親友会の会員を増やそう/農地を無料で貸し出そう/鹿や熊の動物園とBBO場を作りたい

一緒に活動してくれる仲間を募集しています。興味のある方はお電話かメールを！
西気がっせえ化計画 一緒に実行しましょう ☎0796-45-1316 (西気地区公民館) Email nishikichiku-cc@city.toyooka.lg.jp

ワークショップはアドバイザーの助言のもとで行われた。当初は何のために開くのかも

分からなかったが、小学校・保育園が無くなり、このままではいけないという危機感が醸成された。ワークショップでは、地域の長所・短所を議論し、克服するための事項を整理していったが、特に若い女性や子どもの心配が浮き彫りになってことが、貴重な成果となっている。

組織体制

平成 26 年度及び平成 27 年度は、「暮らしを支える部会」、「自然の恵み部会」、「人と繋がる部会」及び「ふるさと部会」の 4 部会体制であった。

「暮らしを支える部会」では、敬老会の開催や高齢者を対象とした有償ボランティア「孫の手」を実施している。また、地域の空き家調査も行っている。

「自然の恵み部会」では、地区資源の再確認のための勉強会の開催や、「神鍋大根プロジェクト」として、休耕地を活用した大根栽培・収穫体験即売会を開催している。

「人と繋がる部会」では、スキー場の山小屋を会場とした持ち込み居酒屋を開催し、住民の交流を図っている。

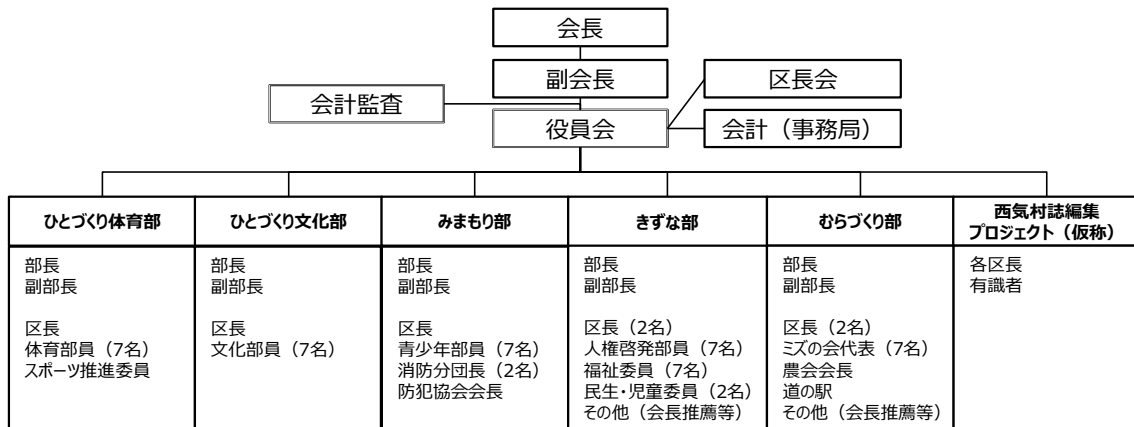
「ふるさと部会」では、道の駅「神鍋高原」を会場とした親睦交流会を開催している。

《敬老会と神鍋大根プロジェクト》



なお、平成 29 年度に公民館がコミュニティセンターへ移行することを踏まえ、平成 28 年度から組織体制を大きく変更し、「ひとづくり体育部」、「ひとづくり文化部」、「みまもり部」、「きずな部」、「むらづくり部」及び「西気村誌編集プロジェクト」の 6 部会制としている。

《平成 28 年度からの組織体制》



担い手について

コミュニティ組織と区とで役員の任期にばらつきがあるため、これを合わせる事が課題である。役員の任期は2年で、各区から割り当てる形をとっているため、コミュニティ組織に対する理解度ややる気に温度差が生じることがある。このため、やる気のある人の負担が大きくなるという課題もある。

また、部会員の年齢は、40歳代、50歳代が最も多く、平日は仕事があるため、コミュニティ組織の活動があまりできていないのが実情である。

地区出身の若者がふるさとに帰ってきた

地域コミュニティ組織での活動を通じて感じたことを伺ったところ、「昔ながらの人と人のつながりが大切だ」との回答があった。昔は、隣近所や村の皆が家族のような関係で、気軽にコミュニケーションがとれていたという。そんな環境で育った「西気っ子」は、隣人との関係が希薄な都会への生活を寂しく、また、物足りなく感じているようである。

実際に、平成27年の春、西気小学校で育った大学卒業者10名のうち6名がふるさとに帰ってきた。この若者たちが色々と考えた末に地元に戻る決断をしてくれたことに感謝し、地域コミュニティ組織としても、応援していくことを考えているとのことである。

担い手の確保と既存組織との役割分担が持続的運営の鍵

組織形成のポイント

1. 4町合併を契機に組織形成を推進

平成 17 年の4町合併を契機に、朝来市が、161 の行政区の住民に集まってもらい説明会を開催。平成 19 年・20 年の2か年で市全域の 11 地区に地域自治協議会を整備。平成 21 年3月に「自治基本条例」を制定、平成 25 年 11 月に「地域協働アクションプラン」を策定。

2. 県の事業を活用した「まちづくり計画」の策定

地域自治協議会の設立以降に、県の「ふるさと自立計画推進モデル事業」を活用し、地域住民参加型のワークショップ等を開催し、「まちづくり計画」を策定。

持続的運営のポイント

1. 地域自治包括交付金

朝来市では、組織の運営に対し、「地域自治包括交付金」を交付している。事務局員を雇用する経費のほか、地域配分額、地域協働事業額に基づいて、各地域自治協議会に対する交付金の額を決定。各地域自治協議会は、その包括交付金の枠内で、次年度への繰り越しを含めて、柔軟な活動ができるような仕組みとなっている。

2. 問題提起による住民の理解・意識醸成

地域住民の地域運営組織に対する理解・意識の醸成を図るため、ワークショップや市民フォーラムを開催し、人口問題や地域福祉など、各地区共通の地域課題を、各地域自治協議会に提起することで、地域の危機意識を持ってもらうよう働きかけられている。

3. 担い手の確保と既存の枠組みを残しつつ発展させることが課題

地域自治協議会の設立以降、活動に参加する人とならない人の活動に対する意識の差が大きくなっており、参加者の負担が大きくなっている。

基礎的コミュニティである行政区の代表で組織される区長会とPTAや子供会、老人会などの組織、自治協議会内に設置されているテーマ別に組織された各部会の総意を反映させることが今後の課題となっている。

地域運営組織の設立状況

昭和 30 年代以前の旧町村を単位とした組織形成

兵庫県朝来市は、兵庫県北部に位置し、平成 17 年に、朝来郡の 4 町（生野町・和田山町・山東町・朝来町）が合併して、現在の朝来市となっている。最近では、「天空の城・竹田城」が観光スポットとして脚光を浴びている。

朝来市の人口は、1950 年代には 5 万人弱であったが、その後漸減し、現在は 32,000 人を割る状況になっている。

朝来市の地域運営組織は、昭和 30 年代以前の旧町村を単位として市内全域・11 地区に整備されている。その一部は、昭和 30 年代に設立されたものがあるが、大半は平成 19 年、20 年に設立された。

その契機となったのが、平成 17 年の 4 町合併であり、161 の行政区の住民に集ってもらい、地域自治の充実方策を話し合った。これに併せて地域運営組織の設立に関する合意形成がなされた。

自治基本条例の制定とアクションプラン

朝来市では、平成 19 年に策定された「第 1 次朝来市総合計画」において、「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を基本理念に、市民と行政がそれぞれの役割と機能を分担する「地域協働・地域自治のシステム」をつくることに取り組むこととした。

平成 20 年 3 月には、地域協働でまちづくりを進めるときの市民と行政の間の協力・連携の考え方や取り組み方を明らかにした「地域協働の指針」を策定した。

平成 21 年 3 月には、朝来市のまちづくりを進める上で最高規範となる「自治基本条例」を制定し、まちづくりを支える市民、議会、行政の役割と責任を明記し、参画・協働のしくみや市政運営の有り方を定めた。

この自治基本条例に規定するまちづくりの基本理念、基本原則を実現するため、市としてその具体的な行動計画を、平成 25 年 11 月に「朝来市地域協働アクションプラン」として示した。

地域自治包括交付金

地域運営組織に対する財政的支援として、設立時には準備金として 1 組織当たり 50 万円を交付した。

組織運営に対しては、「地域自治包括交付金」の交付を行っている。「自考・自行、共助・共創のまちづくり」の理念のもとに、地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特

性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進し、自治意識と連帯感を醸成し、安全、安心で暮らしやすい地域を形成していくため地域自治協議会単位に交付されている。

交付金は、「事務局運営額」、「地域配分額」及び「地域協働事業額」の3つから構成されている。

「事務局運営額」は、地域自治協議会の円滑な運営を図るための専属の事務局員（地域マネージャー）を雇用する事務局運営費として一小学校区当たり年額280万円が交付されている。

「地域配分額」は、均等割額：2割、人口割額：7割、面積割額：1割が配分され、地域まちづくり計画に基づく事業執行の経費に充てられている。

「地域協働事業額」は、地域が協働して事業執行する「花いっぱいのもちづくり事業」（均等割額：7割、人口割額：3割）、「地域環境保全事業」（区数割）、「交通安全事業」（区数割）に対する経費として交付されている。

なお、交付された包括交付金は、交付額の25%以内で翌年度の繰り越しや基金造成を行うことができるようになっている。

問題提起による住民の理解・意識醸成

市では、住民の理解・意識醸成を図るために、地域の将来像を描き、そこに向う現在の状況を知ることが重要と考えている。このため地域の課題に関する問題を提起して、協議会ごとに考えるワークショップを開催している。昨年度は「地域福祉をどうするか」というテーマで実施した。

また、11の自治協議会を対象に、市民フォーラムを開催している。このフォーラムでは、人口対策を市役所で施策を打ちつつ、地域も共に考え、協議会ごとに高齢化に対してどのように乗り切っていくかを検討してもらっている。

既存の枠組みを残しつつ発展させることが課題

市内の161の行政区は基礎的なコミュニティとして伝統的にも市民に浸透しているため、行政区の代表である区長が、運営委員として地域自治協議会の意思決定に関わる仕組みになっている。市では、「行政区でできないことを地域自治協議会で実施する、自治協議会でできないことを行政で実施する」という補完性の原則を運営の基本としている。

一方で、行政区単位では解決できない困りごと（課題）をテーマ別に運営委員会で共有し、検討から活動へ繋げる仕組み作りや、世帯数の減少により活動ができなくなった行政区への支援体制の確立が今後の課題となっている。今後は、組織や役員、事業などを、協議をしながら時代に合わせて見直しをしていく「変革し成長する組織」になるよう支援していくことにしている。

自治協議会の設立とまちづくり計画

粟鹿地域自治協議会は、平成 20 年に設立され、拠点施設の整備、粟鹿地域住民の交流、都市との交流イベントなどを実施してきた。

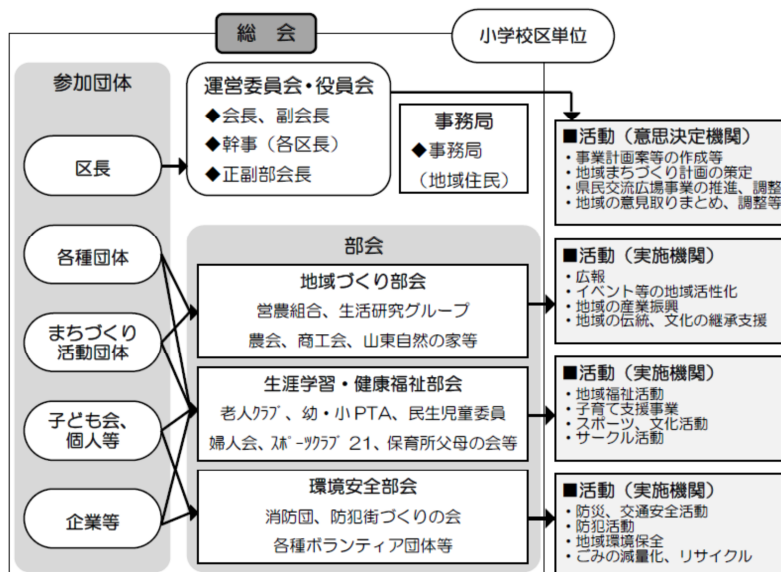
市より、県の「ふるさと自立計画推進モデル事業」への応募を勧められて選定を受け、月 1 回のペースで県担当職員、アドバイザーの指導のもと、粟鹿地域自治協議会会員を中心とした地域住民参加型のワークショップを計 6 回開催して、計画づくりを行った。最終回では、「粟鹿地域まちづくり計画」を会員及び地域住民に説明し、計画に対する理解を得て、平成 23 年 3 月に同計画を策定した。

組織体制

組織は、「地域づくり部会」、「生涯学習・健康福祉部会」及び「環境安全部会」の 3 部会で構成されている。「地域づくり部会」には、営農組合、生活研究グループ、農会及び商工会等、「生涯学習・健康福祉部会」には、老人クラブ、PTA、民生児童委員、婦人会及びスポーツクラブ等、「環境安全部会」には、消防団、防犯まちづくりの会及び各種ボランティア団体等がメンバーとして参加している。

運営委員会・役員会は、各種計画の策定などの意思決定機関となっており、これに幹事として各区長が加わっている。

《組織体制》



※「粟鹿地域まちづくり計画」(平成 23 年 3 月)より

経済活動への取り組み

粟鹿地域自治協議会は、盆踊り大会、運動会、粟鹿山の登山等のイベントを行っているが、経済活動にも取り組み始めている。

地域の方々の交流の場とするため、喫茶店を週に3回（月・水・金）、10時～16時の間で営業しており、運営は地域のボランティアが担っている。

農産物を親戚に届ける方が多いので、平成26年から宅配の取次業務を開始している。さらに、最近では加工品の開発にも取り組んでいる。

担い手の確保が課題

地域運営組織の運営に当たり、市から地域自治包括交付金が交付されているが、担い手確保が困難なことから、事務局スタッフを雇用するのは難しい状況である。このため、粟鹿地域自治協議会では、会長が事務局長を兼務して対応しているところである。まちづくり計画を策定し、その実現のために人材を雇用したが、日々の業務に追われてしまっている状況である。

また、部会員は、希望して参加されている方以外に区へ選任を依頼し所属されている方も多く、部会や事業への出席率が高いとは言えない。広く参加しやすい雰囲気作りの必要を感じている。

地域自治協議会の設立から10年が経過し住民に「参加疲れ」が生じていることや、設立時から役員や事務局員が交代していることで、当初の思いや意義などの継承が図られていないことも、積極的な参加を阻んでいる要因の一つになっている。

設立の必要性や意義などを再確認するワークショップの実施、地域おこし協力隊の配置による外部視点からの事業見直し、地域の「困りごと（課題）」調査とその課題を解決する事業の実施等を通じて参加者の増員を図っていきたい。

《活動拠点「あわが交流センター」》



《協議会役員の方々》



自治協議会の設立とまちづくり計画

糸井地域自治協議会は、市の働きかけのもと、平成 20 年 2 月に設立された。平成 22 年度に、地域が抱える問題・課題を踏まえ、将来あるべき地域の姿を描き、それを実現するために何をすべきかを整理した「地域まちづくり計画」の策定に取り組み、全 5 回の懇話会を開催し、平成 23 年 3 月に計画策定が完了した。

その中で、糸井地域の将来像として、「糸井川を中心とする自然とみんなの笑顔が輝く“住んでよかった！”“住んでみたい！”まち糸井」とし、これにもとづき、「3つの基本方針」と「15のプロジェクト」を策定した。

《糸井地域まちづくり計画—3つの基本方針と15のプロジェクト》

●糸井地域まちづくり計画の3つの基本方針と15のプロジェクト●

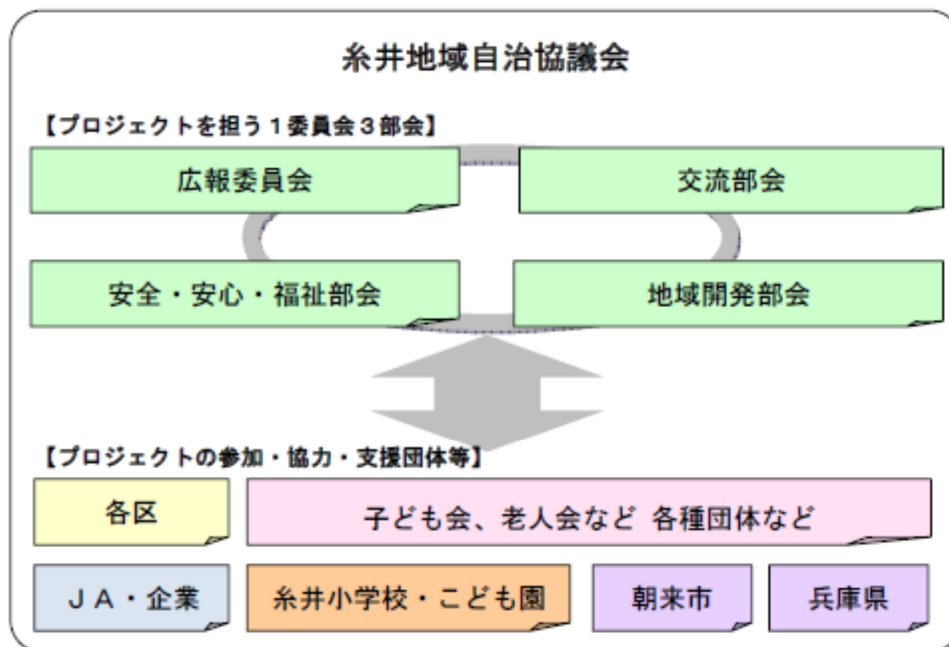
<p>基本方針1 “自然”と“笑顔” 輝くまちづくり ～自然・歴史・地域資源を守る、これらを活かしてみんなで楽しむ！～</p> <p>1-①: ホタルが飛び交うきれいな川にしよう ～糸井川の環境美化活動～</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、糸井川の草刈り、ゴミ拾いを行い、糸井川をホタルが飛び交う美しい川にします。 環境美化活動のほか、糸井地区の周辺歩道の設置や糸井川沿いの遊いの場の整備を市へ要望します。 糸井川でイベントを行政と一緒に企画・実施します。(ウォーキングなど) <p>1-②: 未利用農地の活性化に取り組もう ～みんなで園芸・野菜づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査グループを立ち上げ、糸井地区内の未利用農地の状況を調査します。これにより、立地条件、生産基盤状況などから未利用農地の活用を図る重点地区を特定します。調査グループが世話役となり、園芸をしたい地区内外の住民を募り、園芸、野菜づくりをしてもらいます。 <p>1-③: 歴史・文化・行事の再発見 ～糸井まるごと見知隊～</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史に興味のある人、糸井の歴史を熟知した人たちが中心となり、年間スケジュールを立案し、歴史を知る勉強会を開催します。また、勉強会を通じて再発見した糸井の歴史・文化などは、発表会(交流会)を開催報告します。 <p>1-④: 行事・共同活動として地域間交流を図る ～糸井全体の総益祭り大会～</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区で協議している協議をしている人達を中心とし、糸井地区全体の総益祭り大会を行います。場所は、糸井地区民が多く集まることのできる場所(センター若竹、秋葉台中央公園、糸井小学校など)で行います。 <p>1-⑤: まちづくりの参加者を増やそう ～計画を計画で終わらせない～</p> <ul style="list-style-type: none"> 糸井市民会館を拠点とし、同じ意見、同じ目的を持った有志が揃った委員会を立ち上げ、プロジェクトの実践に向けた検討やイベント・行事の参加者を増やすための活動を行います。 若者(高齢者、子ども)が集える場所の整備を市へ要望します。 	<p>基本方針2 “住んでよかった！” 安心・安全なまちづくり ～う、糸井に住んでいる私たちの安心・安全、住みやすさを追求する！～</p> <p>2-①: 一人暮らしの高齢者世帯の見守り隊 (声かけ、安否確認など) ～月一回の配布物配り時に高齢者の見守りしよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 月に1回、各組単位で主に組長が配布物を各世帯へ配る際、高齢者世帯については、配布物をポストに入れるのではなく、直接手渡しすることで安否確認を行います。 <p>2-②: 高齢者の暮らしお助け隊 ～高齢者の御用聞きサービスを開始しよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 各組単位で担当者(有志又は雇用する)を決め、高齢者世帯より電話等で要望があったことについて対応、作業します。 御用聞き活動例: 買物、料理、除草、除雪、清掃、話し相手 <p>2-③: 高齢者のお出かけお助け隊 ～デマンドバスを走らせよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の要望に対応するデマンドバスを運行させます。 <p>2-④: 子どもと高齢者のふれあい ～子ども会と老人クラブの合同イベントをしよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども会と老人クラブの合同イベントを企画・実施します。 小学生アンケートにおいては、子どもたちが遊具の充実を望んでいることが確認できたため、遊具遊びから設置までを子どもたちと一緒に地域みんなでやります。 <p>2-⑤: 防災による元気な糸井づくり ～防災訓練を実施して災害に備えよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 各組単位で年に1回、各区の住民全員が参加する防災訓練を実施します。 	<p>基本方針3 “住んでみたい！” 観光・定住のまちづくり ～よそから人を呼び込む・住んでもらう、ちょっと売って儲ける！～</p> <p>3-①: 観光関連イベントの開催 ～稲穂祭と床尾登山、紅葉狩りで糸井に人を呼び込もう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 糸井深谷で、稲穂、床尾登山、紅葉狩り、地境探索等を企画・実施します。生涯学習推進委員や老人クラブ、子ども会、自治協議会などが協力して世代交流として実施します。無理をせず、できることからやります。 魅力ある糸井深谷にするため、紅葉が美しい木を植樹したり、崩壊危険箇所の改善整備を行います。 <p>3-②: 空き家活用事業 ～空き家バンクを創設しよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 田舎暮らし推進グループをつくり、都市の人に別荘感覚で古家を買出ししたり販売の仲介をします。空き家の改修、貸し出しだけでなく、家庭菜園(畑)もセットで、近所の人が見守り指導をするサービスを行います。 <p>3-③: 雇用と産業(農業)の活性化 ～ヤーコン茶とキムチなどでらよっと儲けたい～</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望者を募ってグループを設立し、糸井谷の休耕田等を活用してヤーコンなどを栽培します。道の駅やインターネットなど、販路を開拓しながら、生産を拡大していきます。 糸井の特産品(ヤーコン茶、キムチなど)の開発に取り組みます。 <p>3-④: 婚活イベント ～田舎体験婚活ツアーをしよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝日分校や糸井深谷などを活用し、春に田植え、田舎暮らし体験などを連日婚活イベントを行います。イベントは女性が参加しやすいものとする。 <p>3-⑤: 観光情報の発信 ～糸井のお宝マップをつくらう～</p> <ul style="list-style-type: none"> 糸井のお宝マップを作成し、地域外に広く発信し、外部から人を呼び込み、定住促進につなげていきます。また、観光農園の開設も検討します。
--	--	--

組織体制

設立当初は、広報部会、交流部会、安全・安心・福祉部会及び地域開発部会の4部会制としていたが、平成 23 年にまちづくり計画を策定して以降は、交流部会、安全・安心・福祉部会、地域開発部会及び広報委員会の3部会1委員会に組織替えをし、より具体的な活

動、基本方針のもとに活動を行っている。

《組織体制》



※「系井地域まちづくり計画」（平成 23 年 3 月）より

未利用農地を活用した市民農園の開設と特産品の開発

まちづくり基本計画にもとづき、3つの部会と1つの委員会で、それぞれの取り組みを行っている。

広報委員会では、「系井を知ろう」をスローガンにガイドブックや機関誌を発行している。

交流部会では、都市との交流事業、寺院城跡のフィールドワーク、3世代の集いなどを行っている。

安全・安心・福祉部会では、防災訓練、AED 講習、防災マップの作成等を行っている。

地域開発部会では、未利用農地を活用した市民農園を開設し、地区内外から利用者を募り、食や農に親しむ生活の普及と、資源を活用した特産品の開発を行っている。

担い手の確保が課題

平成 28 年度の部員数は、交流部会が 24 人、安全・安心・福祉部会が 24 人、地域開発部会が 21 人、広報委員会が 8 名である。

実際の事業遂行は、協議組織である運営委員会と、実行組織である部会が協働で行っているものの、部会員の多くが働く世代であるため、平日の昼間などは事業の準備が難しい

状況であることから、事務局の負担が多くなっている。

行政区との関係

この地域では、従来から行政区単位の地域づくりがしっかりと展開されてきたこともあり、地域自治協議会設立から10年が経過しようとしている中においても、行政区単位の地域運営が主となっている。

しかしながら、人口減少や高齢化問題が深刻化していく中で、行政区単位での地域活動だけでは解決できない問題も多く、行政区単位の困りごとを地域自治協議会で共有化し、糸井地域の特性を生かしたアイデアを出しながら事業を展開していくという、行政区を補完する地域自治協議会が目標である。

行政区の区長と部会長が運営委員を兼任する仕組みになっているが、近年では協議組織としての運営委員会と実行組織である各部会の相互理解が進み、円滑に事業が進められている。

《事務局長の下村氏》



地域の元気拠点づくり、高齢者福祉の貢献、地産地消の貢献 「新鮮」にこだわる地域を支える取り組み

取り組み概要.....

■取り組みの目的

たつの市の中でも有数の農業地域である旧揖保川町河内地区では、農産物の販路拡大による生産者の所得向上を目指して、生産者を中心に直売所を運営する「新鮮組こだわり隊」が結成された。直売所の活動と並行しての、地域の高齢者への買物支援や見守り支援、これに加えて、地域の学校や各種団体との連携など、地域農産物の発信にとどまらない地域連携を図っている。「地域の元気拠点」、「高齢者福祉への貢献」、「地産地消への貢献」を進める組織づくりと拠点づくりを進めている。

■取り組みの内容

- ・「直売所」から「地域の買物拠点」、「元気拠点」へと発展する店舗運営
- ・地域の雇用確保、責任の明確化の観点から専任職員を雇用
- ・運営資金は行政の補助に頼らず、市有地も地価に見合った賃料で賃借
- ・買物が困難な高齢者の「楽しみ」を創り出す移動販売の実施
- ・地域の幼稚園、小中学校、福祉施設向けの給食等への地産品の活用

■取り組み主体

- ・「新鮮組こだわり隊」（任意団体）
- ・（設立のきっかけ）河内地区7自治会

《新鮮組こだわり隊 移動販売の取り組み》



取り組みのポイント.....

1. 地域のことは地域で(行政に頼らない生産者の取り組み)

市町村合併前に旧揖保川町の事業として農産物直売所が設置される予定であったが、合併の協議の過程で、町の事業としての実施が見送られることになった。これを受けて、河内地区内7自治会の自治会長の発案により、生産者による直売所の設置・運営が行われることになった。

地域の企業の支援を受けながら、拠点を整備し、現在は約5,000万円を売り上げるまでになっている。兵庫県の最低賃金基準を満たす専任職員の雇用を生み出し、市有地の借地料も市に納めるなど、「自分たちで」自立した活動を継続している。

2. 農業生産者と漁師のコラボ

地域住民から「新鮮な魚介類も食べたい」とのニーズに対応するため、鮮魚保存用冷蔵庫を設置。市内の漁師と連携して、「漁師が採った魚介類」を販売。単なる1販売者としてではなく、漁師と農家とのコラボによるレシピ開発等も進めている。

3. 商品無料配送から移動販売へ

店内販売のほかに、(平成25年9月より、市の自立のまちづくり事業を活用し、)高齢者の安否を確認する「地域見守り活動」を兼ねて、買物が困難な高齢者向けに無料宅配の取り組みを実施している。この取り組みを行っていく中で、利用者から「商品を自分で選んで買う楽しみを味わいたい」との要望が多数あり、(市の小さな拠点整備事業を活用して、)新たに保冷車を購入し、(平成27年10月より)移動販売事業をスタートさせた。宅配事業及び移動販売事業ともに、損益分岐点を超える売上を確保しつつ、地域の高齢者等の買物支援、見守り活動を行っている。

4. 世代をつなぐ地域での活動

地区内の幼稚園、小中学校、福祉施設向けの給食等の食材として、新鮮組こだわり隊の取扱商品を納品している。また、地域で活動する他の農業生産法人等が製造している弁当や総菜、特産品なども取り扱っている。

取り組みによる成果	今後の展望
<ul style="list-style-type: none">○生産者が行政の運営支援に頼らずに自主運営を継続。生産者に売上が還元○ボランティアではなく、適正な賃金で地域の人材を雇用○農家と漁師の業種を超えた連携○高齢者が地域で生きがいや楽しみを持って暮らすことができる事業展開○大企業が手を出せない地域の中の「手が届く範囲」での取り組み継続	<ul style="list-style-type: none">○関係団体との一層の連携による品揃え強化○生産者以外の地域住民との更なる連携○地域外からの「外貨」獲得のための発信○現状の売上の維持のための会員拡大○新鮮組こだわり隊の将来を担う人材の確保

取組に至る経緯

「直売所をどうするか」

たつの市旧揖保川町河内地区は、米を中心として、揖保川トマト、トウモロコシ、ブドウなど多様な野菜や果物、花卉等の生産が行われている農業地帯である。生産者の所得向上のため、旧揖保川町において農業生産物直売所の設置が検討されていたが、合併協議とその後の合併の過程で立ち消えとなった。

こうした中、河内地区7自治会の自治会長の発案により、生産者の手による直売所の設置・運営が検討され、平成18年6月に直売所が設置され、直売所を運営する生産者の組織である「新鮮組こだわり隊」が結成された。

「生産者による拠点形成」へ

河内地区は、農業が盛んな地域であることに加え、転作田の有効活用による地域活性化を目的とした紅花祭りやトウモロコシのもぎ取り体験、コスモス祭りなどのイベントを地域住民が主体となって開催するなど、地域のつながりと活動が活発な地域でもある。

新鮮組こだわり隊が運営する直売所は、行政の事業として設置する予定だった市有地を借りて設置することとなった。当初は、駐車場のようなスペースに青空市のようなかたちで実施することも検討されたが、雨の日でも安心して買物ができる拠点とすることとし、地域に工場を有する民間企業から固定テントハウスの寄付を受け、店舗の運営を開始した。

店舗は生産者の農業生産物を主に販売する直売所であったが、地区内に他の商業施設がないことから、次第に生活関連用品も販売するなど、品揃えを充実させていった。

加工品の販売等に対応するため、平成19年3月には食品衛生責任者、24年5月には漁師との連携による魚介類の取り扱い開始に伴う魚介類販売業、同年9月にはイベントにおける販売や将来的な移動販売も見据えての露店営業、25年7月には生産者の要望に応えるかたちで肥料販売業の許可を取得して、商品の取り扱いに対応してきている。

また、生産者の取り組み、地産地消の観点から、地区内の幼稚園、小中学校、福祉施設等と連携して地域の野菜等を食材として提供しており、これらの施設における地域食材の利用率は約60%となっている。

農産物以外の商品管理には、平成25年度からPOSシステムを導入しており、移動販売開始時にもハンディーPOSを導入するなど、購入者のニーズに応じた在庫管理・発注システムを構築している。

POSの操作には一定の習熟が必要であること、商品取扱量の増加に伴う生産者への精算業務の精緻化などに対応するため、地域の賃金相場に見合った専任の従業員を雇用することにより、安定的な店舗の運営を実現している。

新鮮組こだわり隊を支える体制として、生産者等を中心とする会員組織ができています。現在、農業生産者や漁師、利用者等の個人 82 名、地元企業等の団体 14 団体の計 96 会員により構成されています。個人会員の年会費 1,000 円です。団体会には会費はないが、団体会員は、可能な範囲での支援や新鮮組こだわり隊との連携による事業展開を適宜実施することとなっている。

店舗を支える会員ボランティアスタッフと専任職員

拠点となる店舗には、会員のボランティアスタッフの他に、レジ等で常時 2 名がいるよう、3名の専任職員がシフトを組んでいる。移動販売車も専属の運転手を配置することとしている。移動販売は、この運転手と会員等生産者の中からボランティアスタッフがチームとなって実施している。

移動販売の他に、高齢生産者にとって生き甲斐にもなっている農作物の生産を継続できるよう、戸別訪問による集荷も実施している。

専任職員の雇用にあたっては、業務に責任を持ってもらう観点から、兵庫県の最低賃金の基準を満たす時給で雇用している。

現在の取り組み

こうした経緯を経て、平成 27 年度の実績は、来店者 41,600 人、商品販売額は約 5,200 万円、給食向け販売額を含むと約 5,500 万円となっている。商品販売額を店内と店外に分類すると、店内販売額が約 4,800 万円、店外販売額が約 400 万円となっている。

商品種類別の内訳は、野菜が 46.8%、花卉が 16.2%、加工品が 9.4%、魚介類が 8.7% 等となっている。

無料宅配事業は 114 回実施し、延べ 300 人の利用、移動販売事業は 101 回実施し、延べ 4,537 人が利用している。

こうした店舗経営に加えて、地域の元気拠点として、交流スペースの設置、地域におけるイベントへの参加、住民サービスとして毎月第 1 日曜日には店舗で一部商品のセール等のイベントを開催している。

新鮮組こだわり隊の組織運営は、16 名の委員からなる運営委員会を 2 ヶ月に 1 回の割合で開催し、販売状況や地域活動等について幅広く議論している。

新鮮組こだわり隊の会長は代替わりしており、前会長が顧問としてサポートしつつ、次の世代が実務を担っている。

今後の展望

現在のところ、組織の経営は独立採算を保っているが、今後、主要な顧客である地域住民の更なる高齢化及び人口減少による購買力の低下が懸念されるため、他地域へのサービス提供や品揃えの強化、域外からの買い物客や観光客への販売強化や、域外への販路拡大なども検討されている。また、安定的な商品供給を図るためには、会員生産者の一層の増加が重要と考えている。

また、現在は任意団体で運営しているが、将来的には、事業を安定的に運営する法人格の取得等も検討されている。

加えて、地域を支える組織としての自治会等との連携深化、地域内にある関係団体との連携等も今後の課題となっている。

「話し合い」から出たアイデアを事業化する中での組織形成

組織形成のポイント

1. 多様な市民活動を支援

和歌山県田辺市では、市民と行政が、お互いの特徴を活かし協力し合う協働により、豊かな地域社会を創りだすために、「田辺市市民活動促進指針」・「田辺市協働推進指針」を示し、「みんなでまちづくり補助金」により、地域の市民活動を支援している。

2. 「話し合い」の中からアイデアを事業化し、組織を形成

田辺市龍神地区では、県の事業を活用し、「寄り合いワークショップ」を開催し、そこでの検討の結果、特産品として里芋を栽培した焼酎づくりに取り組み、その担い手として「住民グループみらい龍神」を設立。

田辺市三川地区では、三川地区の食べ物を直売所で販売する「三川元気夢来プロジェクト」を構想して、会員を募集し、組織を形成。

持続的運営のポイント

1. 地域に経済循環をもたらす

龍神・三川の両地区とも、地域住民が家庭菜園的に自家栽培している農産物を活用して、加工品の開発、直売店での販売を行っている。地域住民は農産品販売で現金収入を得ており、地域に経済循環がもたらされている。

2. 地域活動に積極的な団体をつなげる

「三川元気夢来プロジェクト」に参画する構成員は、それぞれが地域活性化に資する活動を行っており、それらの団体を「三川元気夢来プロジェクト」としてつなげることで、効果的な組織運営を図っている。

市民活動の推進によるまちづくり

田辺市市民活動促進指針

和歌山県田辺市では、市民と行政が、お互いの特徴を活かし協力し合う協働により、豊かな地域社会を創り出すために、5市町村合併前の平成15年6月に、協働を推進するためのNPO等市民活動を促進する基本方針である「田辺市市民活動促進指針」を策定し、協働を進めるための支援方策を提示している。

田辺市協働推進指針

和歌山県田辺市では、合併後の平成19年3月に、市（行政）が市民と力を合わせて協働社会を築くための指針である「田辺市協働推進指針」を策定し、協働の必要性・形態、協働のための推進体制等を提示している。

みんなでまちづくり補助金

田辺市では、市民自ら企画し、実践される地域の活性化または公益に寄与するソフト・ハード両面にわたるまちづくり事業を支援している。

ハード事業については、次の全ての条件を満たす場合、補助対象経費の75%以内で、100万円を限度に補助している。

- 1.民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業であること
- 2.田辺市の地域の自然資源、文化資源または歴史的特性を活かして行う施設等の整備事業、または、公益に寄与する施設等の整備事業であること
- 3.地域の合意が得られること
- 4.施設等の利用については、広く市民が利用または参加できる開かれた施設等の整備事業であること
- 5.施設等の整備後は、少なくとも5年間は同じ目的に利用されること
- 6.施設等の維持管理は、補助対象者の責任において実施すること

また、ソフト事業については、次のいずれかの条件を満たす場合、補助対象経費の50%以内の額で、50万円を限度に補助している。

- 1.地域が抱える課題解決に取り組む公益事業
- 2.まちづくりに寄与する公益事業
- 3.地域の活性化に寄与するための地域の特性を活かした市内外に情報発信力を有する開かれたイベント
- 4.その他、補助金の交付目的に適合するまちづくり事業

寄り合いワークショップから組織設立へ

田辺市龍神地区では、県の事業である「水土里のむら機能再生支援事業」を活用して、地区の再生を図りたいという機運が高まり、平成 20 年度に「寄り合いワークショップ」を実施した。

ワークショップでの検討の結果、特産品として里芋を栽培し、里芋を原料とした焼酎づくりに取り組むこととなった。その焼酎づくりの担い手として富田氏を代表とした「住民グループみらい龍神」が設立された。

《活動拠点の龍神スポーツクラブハウス》



《代表の富田氏》

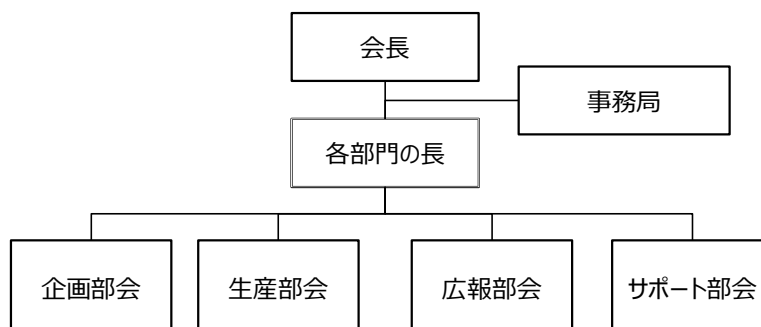


組織体制

「住民グループみらい龍神」は、会長の下に特産品開発や販路開拓を担う「企画部会」、資材生産・特産品加工を担う「生産部会」、チラシ作成等の広報を担う「広報部会」、困ったときに手助けを行う「サポート部会」で構成されている。

龍神地区の住民が会員となっているが、実際に活動しているのは 5~6 名程度で、皆、常勤ではない。このほか、行政区の職員を中心に 10 名程度が協力している。

《平成 28 年時点の組織体制》



里芋焼酎の生産・販売活動

各家庭で自家用に栽培している子芋を 150 円/kg で買い取って、皮をむき、長野県の酒造メーカーに持ち込んでいる。子芋の生産者は 60 名程度であるが、家庭菜園的に生産しているため、収量が安定しないことが課題である。

長野県の酒造メーカーへの納品は、スタッフの安達氏が直接トラックをレンタルして搬送している。製造販売は全て卸問屋から業務用酒販店に卸して、ホテルに導入してもらうほか、道の駅でも販売している。

《里芋焼酎》



《代表の富田氏(左)とスタッフの安達氏(右)》



田んぼアート

龍神地区のビュースポットである龍神公民館の下の水田が耕作放棄地となっていた。住民グループみらい龍神では、この耕作放棄地を活用して、当初は里芋の栽培に取り組んだが、うまくいかなかったため、コメ作りを始めた。そうした中、中山路寄合会から「田んぼアート」の協力打診を受け、田んぼアートを始めることとした。田んぼアートは、平成 28 年で 3 年目となり、地元の中学生、高校生が草刈等の協力をしてくれるようになっている。

《龍神地区の田んぼアート》



産品直売所「まあはいらんせ」

里芋を活用した地域の活性化は、産品直売所の設置にまでつながっている。平成 25 年に設定された産品直売所「まあはいらんせ」は50～80代の住民約30人でつくる「村の爺婆の会」が運営している。直売所の設置は、県と市などで計画する過疎集落支援総合対策事業の一環として、同会のメンバーが提案し実現したもので、焼酎に使わない子芋の活用を図っている。

週3日営業しており、平日は地元客、休日は観光客が中心となっている。月間の売上は20万円程度となっている。

《村の爺婆の店 まあはいらんせ》



忘年会で生まれたアイデアを事業化

区長が集まる忘年会で、「都会から三川地区を訪れた人が、三川地区の食べ物がおいしいと感動している」という話が出て、「それならば」ということで三川地区の食べ物を集めた産直店を設立することになり、12名の発起人で準備を始めた。

各集落で懇談会を開催し、この「三川元気夢来プロジェクト」の趣旨を説明するとともに、産直店について説明した。趣旨の賛同者に会員となってもらい、会員から産直店に商品を提供してもらう仕組みとした。

《代表の西村会長》



組織体制

「三川元気夢来プロジェクト」は、三川区長会、三川愛栄会（住民全員が会員）、三川老人クラブ、大塔あすなろ会、NPO 法人共生舎、おおとう山遊館、田辺市、三川鮎研究会及び三川地域振興会によって構成されている。

各組織がそれぞれの活動を行うとともに、三川元気夢来プロジェクトとして、田辺市の中心部に直売所「三川夢来人の館」を設置、運営している。

三川夢来人の館

三川夢来人の館では、三川地区の会員（住民）が家庭菜園で育てた野菜や漬物、惣菜等を販売している。野菜については、家庭菜園で栽培しており、無農薬であることが「売り」となっている。

営業日は、毎週月・火・水・土・日曜日である。平成 27 年度の売上は全体で約 1,500 万円となっており、月 5 万円の売上のある会員もいる。

販売する商品は、市の支援員が各会員の家庭を訪問して集荷しており、集荷の翌日には店頭に並ぶ。

店舗の運営は、基本的には会員が行っており、当番制としている。会員から売上の20%を徴収し運営費に充てている。

《三川夢来人の館の様子》



構成員の取り組み

NPO 法人共生舎は、ひきこもりの若者を支援している。現在、15名の若者が地区内の五味集落で生活している。五味集落は、平均年齢80歳代の住民8名の集落であったが、共生舎で生活している若者が地域に入っていくことで、地域活性化の担い手となっている。

こめす
あるもの探しから「米須村丸ごと生活博物館」宣言へ
未来につなげる米須の魅力

取り組み概要.....

■取り組みの目的

「米須」を子どもたちや孫の世代にも繋げていきたい。そのために、「人、自然、経済が元気なむらを作ろう」という目的のもと、地域住民自らの約束事である「米須地区環境協定」のほぼ全世帯での締結、あるもの探しで見つけた地域資源をもとに地区全体が屋根のない博物館という「米須村丸ごと生活博物館」宣言などによる住民相互の支え合いを進める。

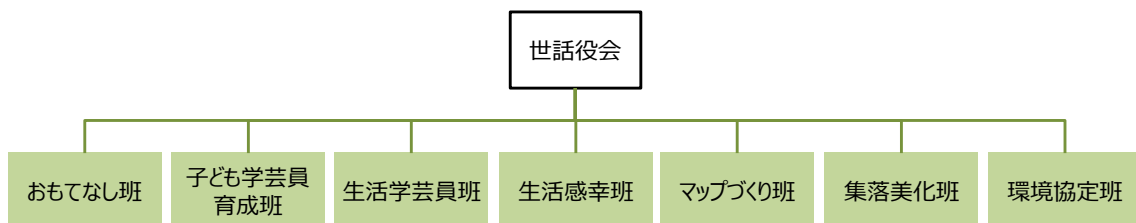
■取り組みの内容

- ・「あるもの探し」による地域資源の発掘
- ・地域資源を活用して「人、自然、経済が元気なむら」を作るための活動
- ・自治会、女性会、青年会、子供会、老人会と市役所の連携による「米須農村活性化事業世話役会」の設置
- ・地域と住民の約束事「米須地区環境協定」の締結
- ・米須地区全体を「屋根のない博物館」とする「村丸ごと生活博物館」

■取り組み主体

- ・「米須農村活性化事業世話役会」
- ・糸満市役所
- ・糸満市市民活動支援センター

取り組み体制.....



取り組みのポイント.....

1. ないものねだりから米須の「あるもの探し」へ

外部の専門家の気付きによる「あるもの探し」のスタート。何もない、そう思っていた地域に、実はとてもたくさんの宝物があることに気づいた米須の人たちは、たくさんの「地域の宝物」を探していく。

2. 住民と地域との約束「米須地区環境協定」の締結

地域にとってもたくさんの宝物があることに気づいた米須の人たちは、この地域の宝物を子どもや孫にも残していきたいと感じるようになった。地区の総会により議決された地域の宝物を引き継いでいくための約束、「米須地区環境協定」は、米須の人たち1人1人と米須地区の約束。ほぼ全住民がこの約束を取り交わしている。

3. 米須地区村丸ごと生活博物館宣言

「あるもの探し」で見つけた地域の宝物。この宝物を米須地区に来た人に少しだけお披露目。民泊等で泊まった子どもたちには、同じ世代の子どもが案内する「子ども学芸員」もいる米須地区の博物館。米須地区の全てがそのまま屋根のない博物館。

4. 世代をつなぐ地域での活動

米須の宝物を残していきたい高齢者。自分たちだけで頑張っても次の世代に引き継がれていかない。日頃の活動も、おじいちゃん・おばあちゃん、おとうさん・おかあさん、子どもたちの3世代で一緒に取り組む。地域の子どもは地域の宝。地域で育てていく。

取り組みによる成果	今後の展望
<ul style="list-style-type: none">○地域住民自らが「あるもの探し」をすることで「ないものねだり」になることなく、地区への誇りが醸成されてきた。○住民個人と地区とが協定を締結することで、一人一人の地区への意識が高まっている。○地域全体で地域のために活動する取り組みにより、一部のメインプレイヤーだけではなく、住民全体が参画している。○これらの取り組みにより、米須地区出身で地区外に転出した住民が、結婚・出産を経て、育児のために米須地区に戻る例も出てきた。	<ul style="list-style-type: none">○「人」「自然」の元気については構築されてきたものの、「経済」の元気を作るために、一層の取り組みが重要。○安定して持続的に多様な取り組みを行うためには、現行の「職を持つ人のボランティア」活動に加えて、常勤の事務局的な職員の配置が必要。○こうした体制の充実、他地域の展開を参考とした地域の様々な活動の多様化に取り組むことによって、地域における活動を継続・継承していく。

取組に至る経緯

「農村地域再生発見事業」

かつて、糸満市農村部はコミュニティ力の強い地域の一つで、各集落は自治公民館を拠点として婦人会や青年会などの自治活動が盛んであった。

しかし、1970年代頃から、職業や価値観が多様化し、農業以外の職に就く若者が増え、婦人会、青年会などのコミュニティ活動が衰退の傾向にある。このままでは農村部のコミュニティはますます衰退し、集落の諸課題を自立的に解決することが困難になると推測される。

米須地区のコミュニティ活動は、他地区同様いささか衰えているものの、元気のあるうちに新たな時代に対応するコミュニティ創造の取り組みを行い、他の農村部の再生のモデルとなることが期待された。

具体的な取り組みとして、平成21年度より「農村地域再生発見事業」を米須地区において取り組みを始めた。2年間で米須地区の自立的発展を目指して住民参加による「あるものさがし」を開催し、地域の良さを再発見する取り組みを行ってきた。平成22年度は、総務省「地域人材力活性化事業」、23年度は地域総合整備財団（当時）「新・地域再生マネージャー事業」に採択された。この際、外部専門家として、「地元学」の提唱者であり、熊本県水俣市を中心に地域資源の「あるもの探し」と「村丸ごと生活博物館」の取り組みを進めてきた吉本哲郎氏を招聘した。

「人、自然、経済が元気なむら」を作る ないものねだりから米須の「あるもの探し」へ

事業の目的は、「人、自然、経済が元気なむら」を作ることである。地域資源の活用については、ともすれば、「ないもの探し」からはじまり、地区にはなく、他地区にはあるものを作ろうとすることがある。これでは、他の地域と同じことをしているだけとになってしまい、「米須」の地域資源とは言えない。住民自らが、「あるもの探し」をして、地域の宝物に自らが気づくことで、地域への愛着を高め、地域の宝物を大切にしながら地域外にも発信していくことができる。

このため、一部の関係者だけではなく、多様な関係主体が一緒になって、取り組みを進めていくことが重要となった。もともとの事業の推進役は、糸満市、米須自治会、市商工会、市観光協会、外部専門家等だったが、具体的に取り組みを進めていく中で、自治会とは別に、自治会、女性会、青年会、子供会、老人会と市役所の連携による「米須農村活性化事業世話役会」を設置して、米須地域の取り組みを推進することとした。

住民と地域との約束「米須地区環境協定」の締結

こうした地域再生に向けての取り組みを進めていく中で、住民の意識向上が課題とされてきた。世帯でも、一部の住民でもなく、米須地区の住民全てが、米須地区の自然や生活環境を自分たちで守り、子や孫たちに届けていくため、環境に対する最低限の生活ルールを地区に住んでいる人たち同士で約束し合う「米須地区環境協定」が平成23年5月、米須地区の総会で議決された。議決後、この環境協定をより多くの住民に締結してもらうため、世話役会のメンバーを中心に、米須地区の各家庭を戸別訪問し、協定の趣旨について説明の上で、協定締結の署名をを求める活動を実施した。この取り組みもあり、米須地区の住民はほぼ全て、協定を締結することとなった。地域の約束事を、文字どおり、住民全員の合意を得た取り組みは、全国の取り組みの中でも希少な事例といえる。

この「米須地区環境協定」の内容については、各戸への配布だけではなく、米須地区の活動拠点である「米須コミュニティセンター」の入口及び米須地区の入口にも看板を掲示、地域内の住民だけではなく、地域外の人間にも、「米須地区は住民自分たちでこの約束ごとを決めて、自ら活動している」ことを宣言している。

《「米須地区環境協定」の看板》



米須地区村丸ごと生活博物館宣言

「地域の宝物を発見」し、「その地域の宝物を守る」約束をした上で、地域にあるもの全てが宝物という意識は住民内に高まっていった。一方で、こうした地域の宝物を活用するため、地域資源を活用したモニターツアーの実施、「子どもの案内は子どもが一番」とのことから、相互の学び合いを目指した「子ども学芸員」の育成、おもてなし料理の開発など、米須地区全体を、米須地区の「宝物」を「常設展示」する屋根のない「博物館」に見立てた「米須地区村丸ごと生活博物館」構想を着実に進めていった。この取り組みの集大成として、平成23年10月、「米須地区村丸ごと生活博物館」宣言が自治会長によって行われ

た。宣言により、米須地区の取り組みは、仕組みづくりから実践に移行する段階に入っていた。

世代をつなぐ地域での活動

世話役会は様々な米須地区の代表や有志により構成されているが、地区の行事やお互いの支え合い、見守りについては、住民のボランティア活動により支えられている。こうした世話役会が取り組んでいる様々な活動については、米須地区の「お互いに支え合う」強い地域力により成り立っている。また、米須地区の取り組みの特徴的な部分として、祖父母・父母・息子娘の「3世代」による行事への参画が挙げられる。こうした3世代ボランティアの取り組みについては、沖縄県内の他地域でも展開されているが、米須地区についても、こうした取り組みを進めている。

また、働き盛り世代が地域内外で仕事をしている間、その両親を始めとする地区の高齢者が子どもたちを見守るといった地域の文化もあり、例えば、20代で米須地区の外部に転出した地域出身者が、結婚・出産を機に、子育てのために、米須地区に戻ってくるということもある。

現在の取り組み

こうした経緯を経て、米須地区村丸ごと生活博物館の利用者は、平成24年度139名から直近の平成27年度においても136名と安定した利用状況となっている。博物館来訪者も、民泊した生徒・児童に加えて、大学の研究室、建築士会など多彩な来訪者が訪問している。海外からも、韓国からチェジュ大学の大学生が博物館の取り組みを視察した上で、海外の大学生からみた米須の魅力について提言を行うなど国内外との交流が行われている。

また、関連する取り組みとして、米須地区を花でドレスアップする「花いっぱい運動」の展開、那覇マラソンでのおもてなしとして「米須産サトウキビジュース」の提供（大人が作り、子どもがランナーに手渡し）、米須村丸ごと文化祭（老人会文化展、米須の昔の写真展、メインストリートである「馬場」を活用した乗馬体験及びプレパーク、馬場での灯籠によるライトアップ、子どもが主体となった屋台、音楽祭等、世代、様々な関係組織が一体となった米須地区の総合祭）の開催等、多岐にわたる活動を展開している。また、活動に参加できない住民向けに、米須地区の活動を定期的に周知する広報誌「米須くみしんまい」も発行している。

これらの取り組みが評価され、沖縄県から「沖縄まちなみミュージアムの予定地区指定」、「風景づくり人材育成事業採択」による古木デイゴの復活、馬場沿い外壁擁壁の修景等に対する支援も行われている。

更に、糸満市では、「米須地区環境協定」の取り組みなど、米須地区住民の地域を守る活動を支援するために、米須地区を「糸満市風景づくり計画」において、米須地区を風景づくり重点地区に指定し、米須地区における開発行為には市の許可を必要とする仕組みを平成28年度から実施している。住民の活動と思いが、行政を動かし、行政も米須地区住民の思いに寄り添った政策を展開している。

糸満市では、市内全域を対象として、市民の提案による事業実施を支援する「市民活動支援補助」制度を実施し、市民活動支援として、案件により、10万円、30万円の支援を行っている。加えて、市民活動を人的に支援する仕組みとして、市独自の中間支援組織である「市民活動支援センター」を設置し、市民活動をサポートしている。

「市民活動支援センター」は、公募によりNPO法人が運営受託しており、市民の視線にたった組織の形成や運営に関するアドバイス、補助金の活用、市と住民との間をつなぐ取り組みを実施している。

今後の展望

これまでの取り組みを継続して展開しつつ、更なる新たな地域資源の「あるもの探し」に取り組んでいく。

運営上の課題としては、「人」「自然」の元気については構築されてきたものの、「経済」の元気を作るために、一層の取り組みが重要とされている。村丸ごと生活博物館のガイドも1回300円と設定しているが、ガイドの報酬はほぼ無償、おもてなし料理についても1,500円だが地域の食材を主に活用していることから、時によっては、食材費も賄うことができない場合もある。

《おもてなし部会メンバーによる「おもてなし料理」》



こうしたことから、「村丸ごと生活博物館」の活動に、更に付加価値を加えた上で、より一層の経済効果も生み出せるような取り組みの展開も検討されていくこととなる。

また、現在、世話役会の運営は、他に職を持つ住民自らがやっているが、本業が多忙な

時期には十分な活動ができないことに加えて、日中の連絡調整や新たな事業講演等に制約があることから、財政的な課題が解消されれば、専従の常勤職員の採用も望まれる。市としても、米須地区に居住する市役所職員を「地区担当職員」として、部署を異動しても継続して米須地区と市役所の橋渡しを行うこととしているが、市全体の取り組みとしても、公民館やコミュニティセンターを拠点とした地域の活性化、米須地区の取り組みの他地区への展開などを検討している。

また、世話役会においては、県内外の地域活動についても視察を行っており、他地域の先進的な取り組みを米須地区にも取り入れることにより、米須地区の活動の充実を図ることによって、地域における活動を継続・継承していく。

《米須コミュニティセンター》



※公民館から市長部局に移管され、多様な団体が活用する拠点となっている。室内には、地区が受けた表彰、新聞切抜き等も掲示されている。